

判事補		簡易裁判所判事							
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一万三千二百円	一万六千六百円	一万円	八千六百円	六千七百円	六千円	六千七百円	六千円	六千七百円	六千円

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年十一月一日から適用する。

2 裁判官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬その他の給與は、この法律による報酬その他の給與の内拂とみなす。

3 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）は、廃止する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九條を次のように改める。
第九條 檢察及び副檢察の俸給月額、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、檢察にあつては二万四千円、副檢察にあつては一万四千八百円とすることができる。
別表を次のように改める。

別表		分月額											
区		分月額											
檢察總長		三万二千元											
次長		二万七千二百円											
東京高等檢察廳檢察長		二万八千八百円											
その他の檢察長		二万七千二百円											
一		二万二千元											
二		二万											
三		一万八千二百円											
四		一万六千四百円											
五		一万四千八百円											
六		一万三千二百円											
七		一万六千六百円											
八		一万											
九		八千六百円											
十		七千六百円											
十一		六千七百円											
十二		六千											
一		一万三千二百円											
二		一万六千六百円											
三		一万											
四		八千六百円											
五		七千六百円											
六		六千七百円											
七		六千											
八		五千五百円											

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年十一月一日から適用する。
2 檢察官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。
3 昭和二十三年六月以降の檢察等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十七号）は、廃止する。
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔高橋英吉君登壇〕
○高橋英吉君 たいいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案について、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
裁判官及び檢察官の給與について現在適用されている法律は、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律と、同年同月の檢察等の俸給等に関する法律とであります。そしてこれらの法律は、ともに三千七百九十一円ベースのものであります。それで、これを五千三百三十円ベースのものに引上げる必要があります。これが両法案提出の理由であります。
この法案の内容は簡単でありまして、一般政府職員の例にならない、認証

官たる判事については十六割、その他
の判事については約十七割に相当する
金額に増額せんとし、検事についても
同様増額せんとするものであります。
さて委員会においては、判検事の報
酬、俸給の増額については少しの異論
もなく、全委員の賛同するところであ
りました。その結果、本日討論採決と
なり、採決の結果、政府原案の通り全
会一致で可決した次第であります。
右、両案について一括して御報告申
上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して
採決いたします。両案の委員長報告は
いずれも可決であります。両案を委員
長報告の通り決するに賛成の諸君の起
立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつ
て両案とも委員長報告の通り可決いた
しました。

○議長(松岡駒吉君) 田中萬逸君よ
り、一身上の弁明について発言を求め
られております。この際これを許しま
す。田中萬逸君。

【田中萬逸君登壇】
○田中萬逸君 私は、去る十二月七
日、檢察当局から参考人として事情を
聴取せられました。それは、私の重役
として関係をいたしております日進織
物工業株式会社の大山事務との間に
ける金銭受渡しの点について聞かれ
たのであります。しかるところ、一部
の新聞紙上では、私のことについて、
何か炭管事件に關係があるかのとき
報道をせられたのであります。私に
關する限り、かかる容疑事実などは断
じてありません。(拍手)ここに機会を

與えられたことを幸いとして、以上の
通り弁明をいたしておきます。(拍手)

- 第一 消防吏員に司法警察権の一
部を付與に関する請願(第五号)
- 第二 医薬品類に対する取引高税
免除の請願(第一一五号)
- 第三 旧新井崎軍用地跡地有償拂
下の請願(第一四四号)
- 第四 清涼飲料水に対する課税輕
減の請願(第六〇号)
- 第五 質屋業に対する取引高税免
除の請願(第一五五号)
- 第六 手藝料の独立並びに手藝教
員檢定制度を復活する請願(第
五五号)
- 第七 木工業従業員に勞務加配米
配給の請願(第三三三号)
- 第八 山口縣の松樹害虫防除費國
庫補助の請願(第二二二号)
- 第九 國有林矢野山拂下の請願
(第二三三三号)
- 第一〇 北海道における土功組合
の更生に関する請願(第二三三三号)
- 第一一 石狩原野開發促進に關す
る請願(第二四四号)
- 第一二 品井沼水害予防組合所有
の農地外土地建物並びに農業用
施設買収に関する請願(第二五
五五号)
- 第一三 北海道土地改良軌道客土
事業施行の請願(第二六六号)
- 第一四 漁船保險対策に関する請
願(第八八号)
- 第一五 請戸漁港修築の請願(第
二九号)
- 第一六 伊豫大島船溜修築の請
願(第三七号)
- 第一七 放送機構改革に関する請
願(第一一五号)
- 第一八 牛朱別川改修工事施行の

請願(第六号)

第一九 勝沼大月線を國道に編入
並びに改修工事施行の請願(第
一〇号)

第二〇 吉田川改修工事施行の請
願(第二二二号)

第二一 鶴田川治水対策実施の請
願(第二二二号)

第二二 前馬川の暗渠改良工事施
行の請願(第三三三三号)

第二三 岡山縣下の溪流に砂防工
事施行の請願外三十件(第四七
五五号)

第二四 一ツ瀬川及びその支流三
財川の改修工事施行の請願(第
五五五五号)

第二五 厚狭、船木町に上水道
施設の請願(第六九九号)

○議長(松岡駒吉君) 請願日程第一、
消防吏員に司法警察権の一部を付與に
關する請願外二十四件の請願を一括し
て議題といたします。

請願(日程第一ないし第二五)に關す
る報告書
【都合により最終号の附録に掲載】

○議長(松岡駒吉君) 各請願は委員長
の報告を省略して採択するに御異議あ
りませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて各請願はいずれも採択
するに決しました。(拍手)

一 國務大臣の演説に対する質疑
(前會の続)
○議長(松岡駒吉君) 國務大臣の演説
に対する質疑を続行いたします。三木
武夫君。

【三木武夫君登壇】

○三木武夫君 私は、國民協同党を代
表して、吉田内閣の施政の基本的方針
について若干の質問をいたしたいと存
じます。総選挙も近く行われる状態に
なりましたので、國民の冷静なる判断
に資するため、總理大臣の誠実かつ率
直な御答弁を要望いたします。

われは、敗戦の結果であるとい
え、進んでみずからの新しき憲法の中
に、戦争の放棄を最も重要な項目の
一つとして規定して、平和への國民
的決意を明白にいたしましたのでありま
した。従つて、一日もすみやかに國際通
合への加盟が許されて、この國民的決
意を世界平和建設への努力として表現
し得る機会を望んでやまないものであ
ります。そのためには、まず講和條約
の締結が前提であり、先般衆議院にお
いても、これが促進に關する決議案が
満場一致可決されましたが、政府は、
現在日本の國民が内心いかに講和條約
の早期締結を望んでおるかを誠意をも
つて世界に告げ、これが促進に努力
せなければならぬと存じます。(拍
手)

講和條約が締結されるまでは、國際
政治に対するわれわれの公的發言権
はむろんないのでありますが、日本國
民の生存が國際的關連性を持つ以上
は、國民の重大なる関心は米ソ兩國對
立の將來に注がれていることは事実で
あります。米ソ兩大國及び國際連合の
諸國が、恐るべき原子戦争の慘禍から
人類とその文明を擁護するために、世
界を破局的段階に追いやることなく、
全力をあげて平和條件を見出されるで
あらうことを、切に念願してやまざる
次第であります。(拍手)特に、わが國

が極東の一島國として、中華民國の情
勢には、これまで極めて重大なる関心
を持たざるを得ないのであります。わ
れわれは、これら中國地域の対立勢力
が、民族的立場に立つてすみやかに調
和点を発見し、平和的解決に達し、ア
ジアの經濟復興のために安定せる基礎
を確立するに至ることを、切望にたえ
ない次第であります。(拍手)

今後わが國の經濟的自立のために
は、まずみずからが全力をあげなけれ
ばなりません。一面連合國の好意ある
援助を得て、とりわけアジア諸民族と
の間に緊密なる經濟關係を結ぶことが
必要であります。幸い中國において
も、張群氏その他有力者からアジア經
濟集團の形成が提唱せられておりま
す。もし、かかる構想が具体化し、ア
ジア諸民族の資源と産業を包括する總
合的アジア復興計画の実施が促進さ
れ、われわれにもその実施の担当が許
されて、もしこれにアメリカの極東
マシーナル・プランのごとき適用が期
待されるとするならば、けだしアジア
の安定と復興は、期して待つべきもの
があると思われまします。(拍手)吉田總理
大臣は、首相及び外相として、現下の世
界情勢のうちで、そもくいづくに日
本立國の方途を求めんとするものであ
るか、講和條約につき、いかなる見通
しと対策を有するか、アジア經濟集團
の提唱をいかに考へておるか、御所見
を承りたいのであります。

吉田首相は、わが國が再び國際社会
の一員として認められる前提として、民
主政治の確立をお説きになりました。
もとより當然のことであります。政治
のみならず、ポツダム宣言の趣旨に従

つて、經濟文化の民主化を積極的に遂行し、平和的な責任政治を確立すること、ポツダム宣言最大の前提であります。しかるに、政府の與党たる民主自由党は、不幸にして、この点において著しく國際的に不信用であることは、おおいべくありません。われわれは、民主主義における健全な保守主義の役割を否定するのではなく、占領下においても自主的態度を失わざることを努力すべきことは、いふまでもありません。しかも、民主主義を前提とする限り、保守主義といつても、断じて反動主義であつてはならないのであります。(拍手)自主的態度といふのは、いたずらな反抗的態度をいうのではなく、決してない。われわれは、ともすれば敗戦國民の陥りやすい小國民的センチメンタリズムに乗じて、大局を忘れさせてはならぬと思ひます。(拍手)わが國の政府が國際的に信頼されることに再建のためにいかに必要であるかに思ひをいたし、吉田首相は、この國際的批判が事實に基くものであるとするならば、大いに反省あつてしかるべきである。もし誤解に基くものであるといふならば、すみやかにその誤解を一掃されるよう努力することを要望いたします。あえてこれを言うゆゑのものは、民主自由党は政府の與党であり、國會最大政党でありますがゆゑに、この事實が國民の幸不幸に重大な影響を持つから私が言うのである。(拍手)

吉田首相の力説される民主政治の確立について忘れてはならないことは、民主政治の根本は、まず國會の尊重と國會に対する責任感から始まるということであり、國會に対して傲慢な態度や、國會の要求にもかかわらず施政方針の演説を回避し、今よりやくなされておるものも、内容きわめて空疎、具體的な方策も見出すことはできません。かかる態度は、決して本國會を尊重する態度ではなく、民主政治とはなはだ嫌の遠いものであるということ、残念ながら申し上げておきたいと思ふ。

しかも、言うところの民主政治の確立の主要なる内容は、総選挙後の第一党が、たとひ絶対多数党でなくとも單獨政権を担当すべく、連立内閣を排斥するという慣例をつくり上げることにあるものごとくであります。首相の主張は、原則として二大政党制及び絶対多数党の單獨内閣を慣例として來たイギリス型の憲政道論を前提としてなされたものと思ひます。しかし日本の現實は、好むといふなにかかわらず、かかる公式論をもつて律することはできないのであります。公式論が何であるかと、現實に絶対多数党が存在しなければ、内閣は連立内閣たざるを得ないのである。いかに連立内閣の欠陥と弱体を強調されても、國會の少数党内閣が無力弱体、何事もなし得ないことは、この内閣が身をもつて體驗しておるのではないか。また総選挙後の政権帰趨の問題にしても、選挙の結果絶対多数党が成立すれば、事態はきわめて明白であります。しかしながら……

これを原則的に言うとするならば、そのときの國際的信用と國民的要望を考慮して、國會の多数が最も妥當なりと判断するものを總理として指名するといふことにはかならないと私は思ふ。憲法の規定もまた、このことを明らかに認めております。しかし、具體的な問題として、特別の支障なき限り総選挙後の第一党は尊重すべきであることは當然であります。もし第一党が少数党である場合は、多数派工作をやつて連立政権を樹立すべきであつて、それに失敗をして國會のマジORITYを得られなければ、潔く挂冠すべきものであります。次に第二党が組閣に当ればいのであつて、かかる公式こそ慣行として確立すべきものであり、吉田内閣のごとき、多数派工作の努力を一切拂わず、せつかく参加を承諾した社会革新党までもあえて憤慨脱落せしめておきながら、少数党なるゆゑをもつて、ただちに……

これを原則的に言うとするならば、そのときの國際的信用と國民的要望を考慮して、國會の多数が最も妥當なりと判断するものを總理として指名するといふことにはかならないと私は思ふ。憲法の規定もまた、このことを明らかに認めております。しかし、具體的な問題として、特別の支障なき限り総選挙後の第一党は尊重すべきであることは當然であります。もし第一党が少数党である場合は、多数派工作をやつて連立政権を樹立すべきであつて、それに失敗をして國會のマジORITYを得られなければ、潔く挂冠すべきものであります。次に第二党が組閣に当ればいのであつて、かかる公式こそ慣行として確立すべきものであり、吉田内閣のごとき、多数派工作の努力を一切拂わず、せつかく参加を承諾した社会革新党までもあえて憤慨脱落せしめておきながら、少数党なるゆゑをもつて、ただちに……

次に、吉田首相の行動及び主張は、議會政治の運営には二大政党が便利であり、遠き將來において、日本もまた二大政党の時代が來るであらうと思ふ。しかし、その二大政党の時代が來るためには、國民的基盤が安定することが前提であり……

氣持でこれが検討に協力し合つて行くべきであります。そのために、わが党は、先般本議場を通じて、当面の諸問題を話し合つたために各党代表者會議の開催を提唱したのであつたが、政府は、これにすら應じなかつたのであります。自己の哲學から断斷された標準を唯一の原則として押しつけようといつたような態度では、憲法政治のよき慣例がつくられるものでは断じてないのであります。(拍手)吉田總理大臣は、民主政治確立の見地から反省される必要はないか、もし絶対多数党なき場合の政権授受方式をどうすべきだと考えておられますか、次の総選挙の結果、民主自由党がもしかりに第一党になつたとすれば、少数党でも單獨内閣を組織するのかわ、この点を明らかにしておいていただきたいと思ふ。

現實を無視して、公式論で現實を律しようとする態度は、独善というものであります。(拍手)しかし、小党分立がよいというわけではない。小党分立にも種々なる弊害があり、日本の政黨は小党分立への終始符を打つて統合への時代であることは承認をいたします。だからといつて、今ただちに日本が二大政黨に飛躍することはできないといふことではあります。

かりに、今日のごとき不安定な時代に、しいて保守政黨と急進政黨の二大政黨制がもし實現されれば、いかなる結果になるでございましょうか。兩陣營が階級至上主義の立場をとることは必ずであり、保守政黨はますます「右へ右へと」、急進政黨はますます「左へ左へ」という結果を招來するものでないと思ひます。イギリスの議會政治が理想的に運営されているゆゑのものは、安定せる國民的基盤のもとに、國民相互に寛容の精神が養われるの歴史的過程を経て、保守黨は進歩的たることによつて中央へ、急進黨は進歩的たることによつて中央へ、と寄つて來る。労働黨は、現實的たることによつて中央へ、と寄つて來る。この努力が、今日理想的なイギリスの議會の政治方式を見出し、おることを、教訓とせなければならぬと思ふ。

吉田首相は、時に、政黨は自由黨と共產黨とあればよいとの放言をしておられるが、もちろん座輿の言として聞きのがしはおるが、もしかりに、かかる意識が潜在的にあるとすれば、これは議會政治を守らんとする思想では断じてないと思ひます。(拍手)敗戦のどん底から、國民の血と汗で祖國を再建

二二二

せなければならぬ日本として、國民を保守戦線と人民戦線の二大陣営に分裂せしめて、あたかも國內戦争のごとき熾烈なる闘争の上に、日本の復興がはたして可能でありましようか。断じてわれわれはさようには信じない。

われわれは、階級が存在を否定するものではなく、ただ階級と階級に對等の立場を保障しつつも、強権によらず、暴力と独裁によらず、企業と労働の二大階級の協同が成立せねばならぬと主張するのであります。(拍手)このためには、資本家も、労働者も、地主も、小作人も、絶對的階級至上主義ないしは階級的利己主義はこれを捨てなければならぬ。階級を超えて、民族共通の基盤と協同の理想を認めること

なくては、祖國の復興は成就できるものではない。かかる基盤の上に立つて、ともすれば分裂せんとする階級間の紐帶となり、社会的均衡を保全せんとする政治勢力の結集が、復興期の日本の政治にはぜひ必要であると、確信をいたすのであります。われわれは、これを協同主義勢力の結集と呼ぶが、通俗的には中道政治力の結集と呼んでもよろしい。しかも、この勢力が日本政界の主流的勢力であることが望ましいと思ふ。白か黒かと、單純に一方的に物事をきめたがる日本人的趣味から言へば、この道は苦難の道であるに相違ない。しかし、政治の本質が國民の興味につながるものではない、日本の復興につながるものとせば、民族的自立のためにこの政治理想を生かし、この政治勢力を結集しなければならぬと私は思ふ。

悲しむべきエピソードは、人生にも

國家の行路にも、とき／＼起りはいたします。しかし落胆すべきではない。失望すべきではないと思ふ。日本の政治の混沌は、この理想を生かし、この政治勢力を結集せんとする苦悶の政治過程にはかならないと、私は確信するものであります。われわれは、保守合同に參加せず、急進勢力に加入せず、いかに苦難の道であろうともこの理想に生きんとするものであります。(拍手)

吉田首相は、今日の情勢下における日本の政治のあり方、政党的あり方について、どういふ御見解をお持ちになつてゐるか、率直に承りたいと思ひます。民自党の大衆的人氣は、統制撤廃、自由経済の實行にありまふ。しかし今日、いづれの國たることを問はず、古い形の自由経済をそのまま実行している國は存在いたしません。米英のごとき経済的に恵まれた國においても、現在自由経済は、そのまゝは認めておられませんが、戦後英國が、自由経済への復帰を唱へた保守党よりも、社会主義を唱へる労働党の政権を選んだことは、言ふまでもなく、また最近の米國の選挙も、米國民が、自由経済を唱へる共和党よりも、ニュー・ディール政策の上に立つ民主黨に加入したことは、何を示してゐるまいか。

今日資本主義といつても、非常に進歩的な社会政策と結合しなければならぬ、労働大衆を敵視するが如き政権は認められには行かないのであります。いゝわんや、現在の日本のごとく、きわめて制約せられた諸條件の中において、四つの島に八千数百万の國民が生活を確保して行かねばならぬ、まことに容易ならぬ前途を思ふとき、計画

と統制は、好むと好まざるにかかわらず、とうていこれを否定することはできないのであります。しかも日本が、米國の救済資金や復興資金の好意的援助によつて長期計画を樹立し、復興を成就せなければならぬ以上、無計画な自由経済の基礎の上に外國の資金援助が得られるなどは、夢にも思われたいことではあります。(拍手)現下の日本経済は、國民生活確保の必需物資及び日本復興の基礎物資の生産・配給については長期の計画を立て、その計画に基いて統制すべきであり、それ以外の大勢に關係しない物資の統制撤廃は、われわれも賛成であります。

要するに日本経済は、國家の計画経済を骨格とし、廣範な自由市場経済を包括された混合経済が実体であり、これにより一つの新しい経済秩序が生み出されつつあることを、われわれは認めなければならぬ。従つて、計画経済にのみ重点を置いて社会主義への移行を説くのも事実を曲げるものであれば、自由経済にのみ重点を置いて自由経済復帰を説くのも、現実を無視するものといわなければなりません。この計画性と自由性の割合は、必ずしもイデオロギーの問題ではなく、日本の現実の條件と現実の必要の問題であるといわなければならぬと思ひます。

民主自由黨が、ただ漠然と統制撤廃、自由経済復帰を説くのは、一時の國民の歡心を買へても、結局においては國民を欺く結果となると申さなければなりません。(拍手)現に、民主自由黨が公約した取引高税は別にしまして、予算措置を伴わない生鮮食料、料理屋營業の統制撤廃すら、いまだにできない

い状態ではありませんか。(拍手)かかる現実を無視した、漠然たる自由経済復帰への宣傳は、國民に日本経済の実体が安易であるとの印象を與え、眞の経済安定の障害となるばかりでありまふ。現政府は、日本の経済が、近い將來において、民自党の主張する自由企業、自由経済の体制に完全に復帰し得ると、ほんとうに考へてゐるのであるか。日本の今後の経済復興と建設は、自由経済の方式だけで達成し得ると考へてゐるのであるか。もし達成が不可能であるとするならば、計画経済の役割と範圍と方式並びに統制と自由の限界に關して、安本長官は國民の前にその見解を明らかにすべきであると思ひます。(拍手)

政府は、施政方針演説において、生産第一主義的経済復興を強調されました。その必要は、何人も異論をさしはさむものはありません。しかし、國民の間かんとするところは、そういう抽象論でなくして、生産復興は一体どこから始めて、どこに重点を置いて、いかにして、いかなる体制と機構によつて処理するかというところを、國民は聞きたいのであります。かかる具体的方策に言及しない演説は、施政方針演説と言ふわけには参らないのであります。生産復興は、各種の要素が総合的に解決されなければ、目的は達せられないものではない。

今後、わが國産業の重点は、重工業、化学工業、精密工業に移らねばならぬと思ひます。それらを含めて鐵工業生産指数が、せめて戦前の七〇％くらいまでには急速に引上げねば、何一つ問題は解決するものではないのであります。

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

ます。そのためには、まず資金の面であるが、企業間の資本蓄積ができていない今日、肺病患者にマラソン競走をやらせるような方式では、生産が復興できるものではない。資金の計画的配出と合理的配置が必要であり、そのためには、金融機構についてもこれを再検討せねばならぬ段階に來てゐることは、事實であります。資材にしても、その多くは輸入にまねばならぬわが國として、輸入力確保のための画期的輸出増進策が取上げられなければならぬし、労働不安の解消も焦眉の急であり、今後政府は貸金政策、貸金安定策をどういふふうに行ふにせられようとするのか御発表がございせんが、われわれは、基本給はスライド制を採用し、それ以外には、日本の賃金体系を能率給付の体系をもつて見て、賃金と生産収益をマツチさせねばならぬという主張をいたします。また主要産業部門には、従来の經營協議会とは別に、英國などでやつておるような連營協議会のごときものを設置して、經營者と労働者の代表が協力して、生産増強あるいは合理化、雇用關係の調節等の企画を立て、生産を通じて企業と労働の協同が成立するようなくふがあつてしかるべきものと存じます。政府は生産復興に對してどういふ対策をお持ちになつてゐるのか承つて置きたい。

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

また政府は、企業間の合理化を重要な項目として提起されましたが、しかし政府の言う合理化は、昔の過剰生産時代の合理化を考へてゐるのではないかとと思われる筋があります。今日の事情はまったく異なつて、過小生産時代の合理化であり、その方式は、過剰人員、過剰

設備、操業率向上の三者の積極的バラ

要するに、かくのごとくして國民經濟

のわくを拡大することであり。政

府は、企業の合理化のための人員整理

を、自由經濟的自然淘汰によつてする

ようであり、今日のごとく、生

産低下のわくの中で整理をやること

ならば、個別的には解決できるであ

り、問題解決するものでは断じてあ

保を期すべきことは、申すまでもあ

以上のごとく、日本の復興は、周到

な長期計画を樹立し、これに基いて行

われなければならぬが、安本長官は、

五箇年計画案を前内閣から引継いだ

という程度の報告の言及しかなされな

つたのであります。五箇年計画を眞剣

に取上げる意思があるのかないのか。

もし、これを眞剣に取上げて検討して

高まりつつあるのであります。はなは

だしきは耕作放棄等が頻発して、農

村の將來に深刻な暗影を投じていると

いなければならぬが、自由經濟を

標榜する現内閣は、この農村の窮乏化

に對して、いかなる対策をもつて臨ま

んとするのであります。自由經濟方

式が、農村恐慌に對処していかば脆弱

なものであつたかは、歴史が雄弁にこ

土地生産力の増強には國家資本の導

入が絶対に必要であり、政府は、農林

漁業復興資金を拡充して、農林復興金

融金庫のごとき恒久的措置をとる考

はないか。中小企業についても、こ

れと同じような措置が必要と思ひます。

要は、民自党年來の主張による自由經

濟方式とは、これら山積する農村の諸

問題をどう解決せんとするものである

を得ないのであります。(拍手)教育の

機会均等、教育尊重の建前よりして、

苦しい國家財政の中にあつても、六・三

制の実施には國家の補助率を高めると

ともに文部、大藏、安本の三者の緊密

な協力のもとに、長期かつ實際に即し

た漸進的計画を樹立し、強力な指導を

加えなければ、教育の混乱收拾すべ

からざるに至るであらう。

さらに憂慮すべきは、教職員の轉退

職者相次いで、資格、学力なき者をも

て補充しても、なおその不足十余万に

及んでおります。しかも養成機關にお

いては、應募者定員に満たざるものが

現在の實情であります。文化國家建

設の國民的理想は、何によつて一体

支柱を求めんとするのであるか。教育

公務員特例法案は、われらの努力によ

真正された姿を表示せねばならぬと信じます。わが党は、つとにこれが徹底的の究明を党議をもつて決定し、この党議を貫かんとするがために、檢察当局の活動に大いに期待するものでありますけれども、一面、檢察当局の責任をきわめて重大なりと言はざるを得ません。もし、いささかにても感情のさしはさむものあらんか、民主政治の基盤はくずれ、暗黒政治の再現となることは、言ふまでもありません。慎重なれ、されど峻厳なれ、と警告し、要望して、私の質問演説を終ることにいたします。(拍手)

【國務大臣吉田茂君登壇】

○國務大臣(吉田茂君) 三木君にお答えいたします。

講和條約の早期締結あるいは國際連合の加盟ということは、これはお説の通り……

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○國務大臣(吉田茂君)(續) 國民の最も熱心に希望するところであり、政府としても、むしろこれを希望しております。また、米ソの關係とか、中國における國共の対立、これは日本といいたしても重大關心を持つておるのであります。しかしながら、現在日本國としては外交停止の状態にあるのでありますから、外務大臣として、これに対して意見を述べることは差控えます。また、張君の提唱せられたアジア連盟、アジア經濟集團の構想に対しても、これはけつこうなと思ひますが、これはまた外務大臣としては批評を差控えないと思ひます。

【議長退席、副議長着席】

また、外國の現内閣に対する批評が云々というお話であります。今日外國の通信員、外國人に深い接觸を持つておるのは、三木君より私の方がよいであると考えますが、私の接觸いたしておるところでは、外國の新聞記者等に接した私の感じでは、いかに嚴肅に考えてみましても、現内閣に対して決して誹謗を加えてはおりません。でありますから、外國のわが吉田内閣に対する國際信用については、どうぞ御安心いただきますと思ひます。

また、私の民主主義に対する觀念いかんということですが、私は、あくまでも民主主義は二大政党的対立で行きたいものである、小党分立では民主主義は十分に行えないと確信する者であります。(拍手)また、敗戦後の日本において思想の混亂もしくは生活不安の状態の直後においては、自然小党分立ということになるであらうが、だん／＼日本國民の思想がおちつき、生活が安定せられるに従つて、自然に大政党分立、対立ということの形式が成立し得ると思ひます。また、二大政党的が相対立して、そして互いの責任をもつて切磋琢磨して、政局打開に分担をするということになりまして、初めて民主政治は完全にこれを実行することができるようであつて、いたずらに小党が分立して、その連合とかあるいは勢力の安泰によつて政治をいたす間は、民主主義はつきりした形をなすことはできないと確信いたします。

(拍手) また、自由經濟、統制經濟のお話であります。いろいろ／＼むずかしい議論

は別といたして、ともかく日本の經濟が世界の經濟の一環をなし、世界經濟の潮流に乗るということによつて、初めて日本の經濟再建なり復興ができるのであつて、私はこのためにも、戰爭時代に採用されたこの統制經濟はなるべく少くして必要の範圍にとどめ、自由經濟に移行せしめて、世界の經濟の一環をなすように持つて行くことが、われ／＼として努むべき經濟政策であると考えております。(拍手)

【國務大臣泉山三六君登壇】

○國務大臣泉山三六君 御質問の第一点、自由と統制の境界につきましても、要するに当該物資の需給狀況がどの程度の均衡を保たれておるか、またそれが不均衡の場合において國民經濟にいかなる影響があるか等によつて決すべきでありまして、一般的また抽象的な境界線を設くべきではないと考へるのであります。すべからず、個々の物資のそれ／＼につきまして、その需給狀況、將來の見通し、また外國よりの援助との關係その他を慎重に検討して、個別的にこれを実践に移したいと考へる次第であります。

御質問の第二点、生産の増強につきましても、原料の輸入並びに國有資源の生産増強に努力いたし、まず資材及び動力の供給の増加をはからなければならぬのであります。さらにまた資金につきましても、弾力性に富む金融によりまして企業活動を旺盛にいたし、労働問題につきましても、その実質賃金の確保向上に努め、爭議の防止と労働生産性の向上に資したいと思ひるのでございます。なお、統制の整理及び經濟三原則の遵守等によりまし

て、企業の生産性、自主性の回復をはかりたいと、あわせ思ひのでござい

す。御質問の第三点、企業合理化の問題につきましても、まず國際經濟との関連を重視し、わが國經濟が世界經濟の一環として自立し得るよう、企業の種類及び經營内容につきまして検討を加ふる所存でございます。そのためには、爲替レートの設定をできる限り急ぎ、各企業の採算制の合理的な基準を示したいと存するのであります。次に、企業の非効率化の原因といたしましては、政府が煩雜なる統制を行

い、自主的な運営を妨げて参りました面のある一方には、企業が統制の保護のもとに安易なる經營に安んじて参りました面もこれあることと思われま

すので、今後は、各企業の創意と責任に基づく自主的な企業採算制の確立に施策の重点を置き、いわゆる三原則の基本方針を堅持いたし、もつて赤字融資、價格差補給金の交付のごときはこれをを行ない方針でございます。御質問の第四点、復興計画につきましても、昭和五年ないし九年の水準によりまして、計画終年度におきまして、正常にいかつ自主的な經濟を確立するにあらざるであります。そのためには、計画を前期と後期とにわかち、その前期におきましては、それが実施計画となることを前提といたしまして、まず生産その他國民生活を攪亂しつづけるインフレの克服に重点を置き、なお後期におきましては本格的な復興をはかる方針でございます。御質問の第五点、農林水産金融につきましても、その重要性につきまし

て、内閣におきましてもこれを十分認めておりますことは、たび／＼本國會におきまして言明いたした通りであります。従ひまして政府は、この方面に對する金融には万全の措置を講ずる所存でございます。なお現に農林中央金庫を通じて特別の融資を行つておることは御承知の通りでございます。ただ恒久的なる農林水産復興金融金庫、かような機關をつくることにつきましても、目下金融制度の全面的改正の一環といたしまして、これと相ならみ合せまして検討中でございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

【國務大臣増田甲子七君登壇】

○國務大臣(増田甲子七君) 三木さんの御質問にお答え申し上げます。大体において、すでに安本長官からお答え申し上げました通りでございますが、資金政策につきましても、基準資金、生活給、固定給等はスライド制によつて、あとは能率給によつて実質賃金を高めて行くという主義方針に、私は賛成でございます。

それから産業合理化は、御説の通り過剰生産によつて産業合理化を行おうとするものではございません。過剰生産ではございませんが、しかし、一つ／＼の企業体をそれ／＼検討してみますと、過剰労働を抱えておりますから、企業体が自主性、健全性を確立するために産業合理化が必要である、こういうわけでございします。もちろん、産業合理化を行つたにあつては、お説のごとく計画的に合理化をなす必要があると考えております。それから、テネシー・ヴァレー・アソ

シェーシヨンのことを示唆されましたが、これは、私も民主自由党といったしましては大規模なる産業政策を考えている次第でございます。もとよりその興業の政策を実現すべき吉田内閣としては、あなたの示唆は非常にけっこうな示唆であると考えております。それから社会保険制度につきましては、そのうち失業保険のごときは、これは今非常に成功を収めていることは、御認識くださつてゐる通りであります。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣周東英雄君 答へ申し上げます。

三木君は、戦後の農村対策として、農業生産力の増強は、農地改革が実行され、農業協同組合はできたが、これだけでは農村経済の安定も生産力も増強しないであらう、以下いろいろお述べになりました政策をとらなければ目的を達しないが、政府はいかなる方策を持つかというお尋ねであります。お話を通りであります。今日、農地改革によつて自作農家が農地を所有して、自作自営農家になったことは、大体的な目的を達したのでありますが、これは土地所有を得たというだけであります。しかも、お話のように、大体所有はいたしましたが、過小農家に農地が集中して、この過小農家に農村経済の安定を得せしめ、かつ農業生産力を増大するにつきましては種々なる施策がいろいろありますが、政府といたしましては、今後第一に、この農地改革後における土地政策といたしましては、土地の総合的利用計画の樹立を基本といたしまして、その上に立つて適地適

作を進めて行くということ、かつまた場合によりましては、土地の交換分合等を進めつつ合理的経営に進めて行くことは、もちろんであります。

なお御指摘のように、戦後におきまして、ともかくも農村に負担が過重になつて来たことは認められるのであります。今日その面をいたしまして、今後農業所得に課する税の問題につきましては、所得額決定方法について十分適正な方法に改善すべく、今日努力中であります。

かつ最も問題になりますのは、何と申しましても、農産物と工業生産品価格とのシェーレの幅が次第に大きくなつてゐるという点に對して御心配のようであります。この点につきましては、できるだけ農産物生産物に対する価格について適正な価格を維持するともに、むしろ農家の必要とする生活必需品、農業用資材等につきまして、その原料・材料を増加して生産を増加するとともに、むしろ工場適正化をはかることによつてコストを下げることに對して價格を低廉ならしめるという方策をとることが、最も大事であります。従つて、それに関連いたしまして、御指摘のように、農家の生産につきまして、むしろ食糧生産のみに片寄らずに、輸出工業生産、輸出農産物等について一般作物の轉換をするということも考えられます。また御指摘のように、農村工業も、政府といたしましては、現に的確なる施策を行うために、全國に大抵七十六の基幹工場を置き、技術並びに工場経営の上から適切な方策を講ずるよう指導いたしておるのであります。この面に

よつて、あるいは農産加工、畜産加工、輸出品加工等に関する農村工業を進めて、農家の多角形経営に應じて農村経営の安全をはかるべく努力いたしております。さらに、今日農家の基本條件であるところの土地の保護保存のために、治山治水に對しましては、昨年を第一とする徹底した五箇年計画のもとに急速に立案を進めたい、かように存じておる次第であります。

しかし最後に、これらの諸施策は自由経済をとらんとする方策のもとにおいては矛盾するではないかというように御意見がありました。われわれは、これらの施策におきましては、自由経済主義におきましても、かりに統制経済を行われる現下におきましても矛盾するものではなく、むしろ現下においてこそ、すみやかにこれらの施策を行うことが適當である、かように考えております。(拍手)

この際、一昨々日田中織之進君からお尋ねになりましたことにつきまして、簡潔にお答えを申し上げます。

第一において、政府の農村政策についてお尋ねがありました。今日農村の実情をいたしまして、ただいま申し上げましたように、農地改革によつて農村の民主化がある程度完結に近づいております。しかし、これらに對しまして、何と申しまして、ただいま申し上げましたように、農家経済の安定と農業生産力増進のためには、今後でござつたこれらの自作農家をして完全に働かしむるよう諸施策を行うことが第一であります。その点につきましては、一部第二次農地改革の目的は是認いたすといつたとしても、その中に

ける不合理性を是正するとともに、むしろ先ほど申しましたように、農地の交換分合、あるいは土地の総合計画、利用というような根本策に新しく土地政策が向けられて行くべきと考えます。

次に、治山治水をいふの政策と関連して考えております。今日國土が荒れまして、さなきだに災害頻発しておる今日、そのもとを治めるための大幅の植林並びに山腹砂防工事を進めるべき五箇年計画を進めております。同時に、これと関連いたしましては、從來未墾地開墾等につきまして、ややもすると、机上計画に基いて行き過ぎの点が多々あるのであります。これらの点につきましては、厳正に候補地を選定いたしまして、治山治水とさしかえなや、既墾地との関係はよいか、また灌漑用水等の準備はあるかというような点を考慮しつつ、科学的に嚴重に土地の選定を進める方針であります。

さらに今日、治山治水の面から申しましても、民有林地に関する施策は重大であります。今日、森林面積が約二千三百万町歩の中で、千五百万町歩くらいは民有林であります。これが原地の保全とその経営の安定をはかることは、新内閣の政策の中心であります。従つて、一面におきまして、長期を要する林業経営に對して一部國庫の助成をしますとともに、森林組合を強化いたしまして施策を立て、その施策に従つて植伐を進めるように努めて行くことが必要と考えております。

第二にお尋ねでありましたが、これは、ただいま申し上げましたように、

第三次農地改革を徹底する意思はないかというお尋ねでありました。これは主として一町歩未満の地主の開放のお尋ねであります。今日政府は、さようなことは考えておりません。むしろ第二次農地改革によつて、自作農家としてのこの零細農家に対して、その農家経営の安定と農業生産向上のために必要なる農地制度を進めるつもりであります。

第三は、農地委員会の費用についてのお尋ねでありました。これは、今日最も必要な経費といたしまして、すでに出ております一般経費三十億余のほかに、このたび追加予算によりまして、委員会の専任職員等の水準増加に伴う経費及び一部事務所の増加をいたしております。大体四億一千万円余であります。

その次のお尋ねは、農地改革によつて政府が賣拂つたところの土地代金が六十億前後あるが、その運用はどうかというお尋ねでありました。これにつきましては、お尋ね程度の金は今あります。これは、農地証券の買上げ請求に應ずるため、または一部現金拂いになつております旧地主の支拂い等に充てるものであります。大抵余剰がないと考えておるのであります。もし、それ以上の余裕ができます場合は、これらの運用については慎重に考慮いたしたいと思つております。

それから、供出方法についてのお尋ねであります。ごもつともなお尋ねであります。今日供出及び生産割当等につきましては、その実施を適正にいたしますために、これらの機関と

しては、すべての生産に關與せざる中立的な人を選ぶのがよろしいと考え、今日作物報告事務所等を使つて、これらの制当に關する意見調査をいたしております。しかしながら、今日まで作物報告事務所は、いまだ満足間もありませんので、あるいは完全に行つておりませんかと思ひますが、今後できるだけ早い機会におきまして機構を充實して、完全なる民主的方法によつてきめたいと、かように考えております。

その次に米價のお尋ねでありました。米價については、現在できております三千五百九十五円は安過ぎた、社会党もこれに反対であるというお話であります。これはすでに前内閣におきまして、いろいろの観点に立つて、今日の物價との比較的均衡から、これは大体一應均衡を得ておるものとして定められておるものでありますから、今日におきまして、もし賃金等の水準の値上げに伴う他の物價の値上り等の關係が起りました場合におきましては、自然的にこれに關連して改訂の必要があると考えます。その場合につきましては、スライド制にして、さかのぼつて追加支拂いをする事になつておりますから、今日ただいま、すぐに変更する意はございません。

なおその際に、今後米價決定に對しては國會等において決定してはどうかという御意見があつたようであります。今日の場合、私も、國會ですべてを決定するということを考えておりますが、農林省または經濟安定本部等におきまして慎重にこれを決定する前

提をいたしまして、あるいは中央における農業調整委員會等適當な諮問機關を設けて諮問して、そこに國會の意思を反映して決定する方向に進めたいと考えております。

なお最後に、農業課税について軽減する意思はないかというお話であります。今日農村に對して、ややその負担が過重になつておるやに考えられます。これにつきましては、主として農業所得の決定について改善を要するものと考え、かつまた農村において申告制度をとつておる今日、申告に關しまして内面的指導をするにつきまして、十分な民主的な機關を設けることが必要であると考えますが、それら種々の点に對しましての改善について、目下大藏當局と折衝中であることを申し上げておきます。

先ほどの三木さんのお尋ねの中で、農村金融については、大藏大臣から答弁いたしましたので私略しましたが、今日お話の通り、政府が終戦後、鉅工業關係において、すでに千四百五十億余円の政府出資のもとに、その復興に關する金融をつけておる今日、今までの政府におきまして農業金融に對して積極的施設がなかつた、この点に關しましては、目下、大藏大臣が御答弁申し上げましたような方向に向つて研究を進めておることを申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣下條康慶君登壇〕

○國務大臣(下條康慶君) 三木さんのお尋ね中、文部省關係の事項につきまして、お答え申し上げたいと存じます。まず第一に、わが國再建の根本問題

たる教育の大体の構想について申し上げたいと存じます。御承知の通り教育は、人格の完成をはかりまして、よくもつて平和と正義を愛好する國民を養成することを目的としたものであるとあります。従ひまして、この線に沿ひまして、具體的施設をいたしましては、文教の刷新と教育の民主化でありまして、すなわち現に実施いたしておりますところの六・三制の実施並びに近く充足を見んとするところの新制大學、かような面に、今後一層の努力を拂ひたいと思つております。なお、教育の民主化をはかります教育委員會制度の適正なる運用を指導するといふことも、この面の關係事項であります。これらの民主化の実施にあたりまして、先ほど三木さんが非常に御心配になりました、わが國の實情に沿わない点があるならば、それにつきましては十分是正をする必要があると考えておるのであります。

そのほか、かような文教刷新の一端をいたしまして、科学技術の振興、この点につきましては、逐次予算が増額されておりますが、明年度においては、相當この点に關しては増額を計画したいと考えておるのであります。

なお社会教育の面につきましても、學校方面の教育が自治的運営になりまして、今後文部省の所管をいたしましては、社会教育に重点を置きたいと考えておるのであります。

今申した六・三制の予算のことにつきまして、約七億円の予算が次の年度の追加予算の優先計上を約束せられたようにお述べになりましたが、この点は、昭和二十三年度の劈頭において予算処理が済んでおるようによつてお

算処理が済んでおるようによつておきます。なお、六・三制の実施にあたりまして、いろいろ經費の關係上困難なことがありまして、これは、お述べになつた通りであります。この点につきましては、文部省をいたしまして、將來その經費の増額につきまして考慮いたしたいと考えております。

教育公務員法の点につきましては、すでに昨日本院を通過いたしました特別法をもつて、教育公務員の職務と責任の特殊性にふさわしい適当な案であると考へまして、ただいま單獨立法を考へておらないのであります。

なお、教員の離職についてお述べになつた点は、まことにごもつともであります。しかしながら、最近教育公務員の給与の改善があらりました結果、離職の統計が次第に改善せられておりますことは、まことに喜ばしいことであると思ひます。従ひまして、文部省をいたしましては、教育公務員の給与の改善につきましては、今後とも一層努力いたしたいと考えております。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 三木君、よろしうございませうか。——大原博夫君。

〔大原博夫君登壇〕

○大原博夫君 私は、社会革新党を代表いたしましたして、冷静にまた公平な立場に立つて若干の質問を行いたいと思ひます。

反駁も、實際から見た解散についても同意ができたのであります。第三回國會において、これに關する緊急質問を申し出て、お許しを得ておつたのであります。遂にその機会を得ませんでした。今度のこの機会に存じました。時間を長くとりまして、これを一切差控えたいと思ひます。しかし憲法の解釈は、憲法を制定した國會みづからが論議を盡して決定すべきであります。しかるに本議場においては、いまだ論議が盡されておられません。今回の解散については、野党三派と政府との間に、不信任案提出によつて解散を行うとの協定が成立してあります。が、これは一時的の妥協であつて、憲法の根本的解釈ではありません。この際私は、第七條によつて内閣に單獨の解散権はないといふことを確信をいたしておるものであります。ついでに、二、三の点だけを質問するにとどめたいと思ひます。

總理大臣は、憲法第七條によつて内閣に解散権ありとの御解釈であります。か、これをまずお伺ひいたしたいのであります。本議場において、原議員の質問に對して吉田總理は、政府は第何條で解散するとも声明したことはないかと答弁しておられます。參議院においては、内村氏の質問に對して、第七條による解散ができることは學者の通説であると答弁しておられるのであります。私は、學者の意見でなく、總理大臣の御意見として御見解をただしたいのであります。今日に至りまして、はつきりした御見解がないとは思ひな

いのでありますから、どうぞ御答弁をお願いいたします。

内閣の政治責任でいつでも解散ができるということになると、國民の選挙した代表者からなつてゐるところの國權の最高機關である國會の機能をいつでも停止させ、衆議院議員の権利をいつでも剝奪することができるのであります。まして、一種のクーデターであります。しからば、國會は國權の最高機關でも何でもなくなつて、最高權力は實に内閣にあることになるのであります。これは新憲法の精神に反することであり、かつ非民主的であるといわれておつた旧憲法よりも、首相を國會が指名する民主憲法といわれる新憲法の内閣の方が、比較にならない強い權力を持つことになるのであります。これもまた憲法の精神でないと思ひます。私は、内閣は國會の下部機關であるとも認めませんが、今内閣に廣い解散権を許し、内閣がこれを濫用し、濫用するときは、内閣総理大臣は實に独裁権を有する結果となると思ひのであります。新憲法の精神は、断じてかかることを許さなうと思ひます。民主國家建設の任務を負う國會が第一に心がくべきことは、いかなる理由によつても、一つの独裁権を許してはならないということであり、

吉田首相の御演説や御答弁を靜かに聞いて考えますことは、吉田首相の憲法常道によつて、総選挙後において第一黨の總裁を指名するとなつて、絶對過半数の場合には關係はございせんが、比較多数の第一黨であつた場合、他の政黨の指名投票は形式的投票と見なければなりません。そのときに第一黨の總裁が指名されても、やはり、ただい

まの通り少数黨内閣であります。これは議會の運営がうまく行かないといふので、首相の今までの考えによれば、少数黨内閣であるがゆゑに再度解散するおつもりでありますか。また多数黨内閣が倒れて、首相の御持論のように在野第一黨の總裁を指名するとすると、しやる場合には、また少数黨内閣であります。今度の吉田内閣のうちに、しやにむに解散を断行することが憲法の常道であるとせられますか。かくのごときは、その煩にたえないのであらうと思ひます。私は、總理の指名を受けるべき立場におかれておる人が、總理指名の主導権を握るのはいい、そしてこの内閣の組織に着手し、この人は、政策を示して他黨の協力をもつて、多数をもつて總理の指名を受ける、これが當然と思ひのであります。万一、今回の場合のように少数で指名を受けた場合には、第一、議會に信任を問ひ、否決された場合には初めて辭職するかまたは解散すべきであると思ひのであります。これが憲法の常道とすべきであると思ひのであります。この内閣のように、吉田首相の憲政常道論は、どうも私には理解ができません。かかる場合には、いかにいたすべきであるか、吉田首相の御見解をばつきりと承りたいと思ひのであります。

今の議會には信用がない、解散をせしめてやり直すべしとの議論もあるようであり、解散によつて議會肅正の目的を達し得るとは私は思ひません。何となれば、議會政治の腐敗の原因中最も大なるものは、實にひんびたる解散にあるのであります。議會を權威あるものにするためには、議員が年中解散を苦にするにたくなく、おちついて審議のできるように、ある程度の地位の安定を與えなければなりません。しからざれば、議員は年中選挙運動に没頭したしまして、議會政治の最大欠陥であるところの、いたずらに國民の歡心を買ひ煽動政治に陥るであります。いよく政治を困難にいたしました、國のために、まことに悲しむべきことである。そして、正しい、りつばな人物は漸次減少し、今後二、三回も毎年解散を行いますならば、おそれる議會からその影をひそめるであります。しやう。しやう。種々の意味か、あるいはボスカ、あるいはやみ成金か、資本家の手先か、ないしは時代思想をつかむ官僚をもつて議會を埋めるであらうと思ひます。私は、解散はなるべく避けて行くべきであつて、むやみに解散権を内閣に與うべきにあらずと考へておるのであります。首相の御見解をただします。

吉田首相の御演説や御答弁を靜かに聞いて考えますことは、吉田首相の憲法常道によつて、総選挙後において第一黨の總裁を指名するとなつて、絶對過半数の場合には關係はございせんが、比較多数の第一黨であつた場合、他の政黨の指名投票は形式的投票と見なければなりません。そのときに第一黨の總裁が指名されても、やはり、ただい

あるのであります。議會を權威あるものにするためには、議員が年中解散を苦にするにたくなく、おちついて審議のできるように、ある程度の地位の安定を與えなければなりません。しからざれば、議員は年中選挙運動に没頭したしまして、議會政治の最大欠陥であるところの、いたずらに國民の歡心を買ひ煽動政治に陥るであります。いよく政治を困難にいたしました、國のために、まことに悲しむべきことである。そして、正しい、りつばな人物は漸次減少し、今後二、三回も毎年解散を行いますならば、おそれる議會からその影をひそめるであります。しやう。しやう。種々の意味か、あるいはボスカ、あるいはやみ成金か、資本家の手先か、ないしは時代思想をつかむ官僚をもつて議會を埋めるであらうと思ひます。私は、解散はなるべく避けて行くべきであつて、むやみに解散権を内閣に與うべきにあらずと考へておるのであります。首相の御見解をただします。

次に、經濟關係について質問をいたします。首相の演説におきまして、また安本長官の演説におきまして、施政方針として何らの特色を示しておりません。安本長官の演説を検討してみますと、取引高税の撤廃は、廃止する根本方針にかわりはないといひ、供出後の自由販賣については、その時期は考慮中といひ、生鮮食料品の統制の廃止及び飲料店再開については、その時期方法を考慮中と述べておられるのであります。演説だけ聞きましたのは、何れの安本長官の演説であるか、區別が困難であります。取引高税は、わ

れわれは最初から反對したのであります。これが賛成をせられた前内閣の興亡三派の方といへども、今日では、これを廃止するという根本方針は、おそれる持たれておるのであらうと思ひます。生鮮食料品の統制の廃止や、大衆料飲店再開についても、その時期方法を考慮中であらうと思ひのであります。従つて、これらの問題は、何れといへども大した異議のないところであつて、その時期方法について考究中であることが実情であらうと思ひのであります。要は、これらの問題が問題となるのは、これらの問題の即時断行を迫つて國會開會を要求した政黨が内閣をおつたのであるから、すでに今日において、ただちに断行し得るやいなやにあると思ひのであります。大藏大臣の演説のように、今日に至つてもなお根本方針にかわりがなかつたり、その時期と方法を考慮中であつたりしたのでは、問題はほとんど價值を失つておる。勝負はすでにあつたものと私は思ひるのであります。(拍手)

また大藏大臣は、不必要と考へる統制は思い切つて廢止する。他方國民經濟と復興とに欠くことのできない基本的な統制はむしろ強化する、と述べられておるのであります。一昨日、予算委員會において、いかなるものの統制を解き、いかなるものが統制を強化されるか、再三押してお尋ねをしたところが、慎重考究中であるといふことを一歩も出ません。野菜の話も出ましたが、これも明白になつてはおりません。意地悪く聞いたのではないのであります。それでは何の統制をはずすのであるか、まつたく確信のない御演説であつたと申さなければならぬのであります。今年中にやるといふ名にとられまして、三月に廢止するとかしな

また大藏大臣は、不必要と考へる統制は思い切つて廢止する。他方國民經濟と復興とに欠くことのできない基本的な統制はむしろ強化する、と述べられておるのであります。一昨日、予算委員會において、いかなるものの統制を解き、いかなるものが統制を強化されるか、再三押してお尋ねをしたところが、慎重考究中であるといふことを一歩も出ません。野菜の話も出ましたが、これも明白になつてはおりません。意地悪く聞いたのではないのであります。それでは何の統制をはずすのであるか、まつたく確信のない御演説であつたと申さなければならぬのであります。今年中にやるといふ名にとられまして、三月に廢止するとかしな

また大藏大臣は、不必要と考へる統制は思い切つて廢止する。他方國民經濟と復興とに欠くことのできない基本的な統制はむしろ強化する、と述べられておるのであります。一昨日、予算委員會において、いかなるものの統制を解き、いかなるものが統制を強化されるか、再三押してお尋ねをしたところが、慎重考究中であるといふことを一歩も出ません。野菜の話も出ましたが、これも明白になつてはおりません。意地悪く聞いたのではないのであります。それでは何の統制をはずすのであるか、まつたく確信のない御演説であつたと申さなければならぬのであります。今年中にやるといふ名にとられまして、三月に廢止するとかしな

また、統制の解き得るものは統制を解いて行くことには賛成であります。が、現在日本には、統制經濟は必要であり、避けることはできないのであります。この統制のわくの中にあつて、自由經濟の働く余地は十分にあると思ひます。日本の全企業のうち九〇％は中小工業であります。これらの中小工業に生産意欲をかり立てて働いてもらなければならぬのであります。この統制のわくにあつて、現内閣は自由經濟の立場から、いかなる施策によつてインフレを收束せしむるお考えでありますか。生産第一主義であると連日拜聴いたしました。それ一つによつて收束はできるものではございせんし、インフレ対策に対する一連の総合施策を伺いたひのであります。

生産第一主義は、まことにけつこうでございます。しかし、中小企業困つておるのは、資材難と金融難と重税であります。資材と金があれば、生産は十分上るのであります。ことさら生産第一主義でなくとも、その成績は上るのであります。従つて、生産第一主義は、資材と金融とを十分にせずというところでなければならぬのであ

また、統制の解き得るものは統制を解いて行くことには賛成であります。が、現在日本には、統制經濟は必要であり、避けることはできないのであります。この統制のわくの中にあつて、自由經濟の働く余地は十分にあると思ひます。日本の全企業のうち九〇％は中小工業であります。これらの中小工業に生産意欲をかり立てて働いてもらなければならぬのであります。この統制のわくにあつて、現内閣は自由經濟の立場から、いかなる施策によつてインフレを收束せしむるお考えでありますか。生産第一主義であると連日拜聴いたしました。それ一つによつて收束はできるものではございせんし、インフレ対策に対する一連の総合施策を伺いたひのであります。

ります。また現実として、資材はどうして多く與え得るつもりであるか。また、中小企業に資材を獲得するため、金融は第三・四半期において六十、七、八億圓をどうしても必要とするのであるが、年末を含めて二十五億圓を融通するといふのであります。二十五億圓では、年末の破産を辛うじて防ぐにとどまるというにすぎないのであります。これが、これではたして生産を期待し得るでありましようか。それをもつと多く融通する意思がないか、この辺をお伺いしたいのであります。

企業整備をすると言われるのであります。これが、これも時期的なものが必ず来ると思ふが、どうであるか。これをどう調整するつもりであるか。また貸金三原則の適用は生産増強と逆行することになりはしないか。考へるまでもなく、生産第一主義は各方面で突き当るという状態でありましよう。以上の観点に立つて、政府の施策に關し、できるだけ具體的の御答弁をお願いいたしまし

また、ただいま三木氏の質問に對しまして大蔵大臣は、價格補給金は今後出さない方針であるといふこととあります。現に追加予算に出しておるのであります。少し理解に苦しむのであります。ついでに、この眞意をお伺いしたいと思ひます。(拍手)

日本は、輸出の振興なくして、經濟の再建はもとより、維持もして行けません。日本人が生きて行き、漸次生活をゆたかにして行く道は、輸出振興のほかにございせん。昨年の輸出実績は一億七千四百萬圓で、今年の前半期は昨年のそれに劣りまして、今年中の

全体も、あるいは昨年のそれを多く出ないと予想せられるのであります。これは幾多の原因のあることはわかつております。いかなる原因があるにいたしましても、他國の製品よりも、より安いいい品物を生産しなくてはならぬのであります。近く外國の工業も復興し、過剰生産の時代もまた来るのであります。いよゝゝ日本の輸出が困難となるのであります。従つて、これに對應する準備がなければならぬのであります。經濟安定本部の新政策として標準爲替レートを創定して、國際的經濟の観点から、來年四月を期して全面的物價改訂を実施し、同時に貸金安定策を断行して、物價と貸金の同時安定をはかると傳へられておるのであります。中小企業家は、その成行きを心配しておりますので、その構想の大体でもよいから承つておきたいと思ひます。

これはなかゝ困難な問題であると思ひます。三原則や企業整備、あるいは標準爲替レートを基礎とする物價改訂、この一連の政策によつて、当分生産も滞滯をして來ると思ひのであります。少々滞滯いたしまして、これを断行すべきであります。生産第一主義という甘い言葉とは、当分距離がでると思ひのであります。輸出の異常なる高進の道は、机上の計画ではできません。そろばんでは、はじき出せないものであります。計画のからを破つて膨脹するためには、企業家は切れるような創意くふうによらなければならぬのであります。安價でいいものをつくることに期待する以外に道はないのであります。ここに自由經濟の生

きる道がある。すなわち、大きな計画經濟のわくがある。企業の面によつて創意くふうに大きな期待をかけなければならぬのであります。それには、中小企業家に手腕を振り余地を與えなければならぬ。資材もろくに與えず、金融もつづけず、税は取上げて、どうして生産増強ができるかと言ひたいのであります。これに對しまして、現内閣はいかなる構想を持っておられるか。いかなる対策を立てておられるか。これをお伺いしたいのであります。

日本では、農業といひ、漁業といひ、工業といひ、ことごとく小企業であります。われゝの協同社會主義は、こゝろした小企業や勤勞者の基礎の上に立つておるのであります。すなわち、統制經濟の大きなわくの中にあつて、小企業家の生産意欲を高め、その文化や生活をゆたかにすることとあります。そして國家再建に努力しようとするのであります。しかし、何と申しましたも小企業家は弱い。インフレの波に弱い。デフレの波にも弱いのであります。農業、漁業、一般企業それゝ協同組合をつくつて、お互いに助け合ふのであります。いまだ弱いのであります。この協同組合をより立ててやらなければならぬのであります。発足したばかりのこの協同組合は、國庫の助成をまたなければならぬと思ひます。これに對する政府の御所見をた

だしたいのであります。

大蔵大臣は、去る四日の施政方針の演説において、赤字融資とか價格差補給金の交付による企業赤字の負担など企業の經濟性、自主性と相矛盾するよ

うな処置はこれをとらないと言明をされました。また金融政策は健全金融を建前として、いわゆる赤字金融は一切これを行わない方針で進むと述べられておるのであります。當然のことです。しかし、同じ演説の後段におきましては、しかし現在各方面で悩んでいる金詰りの実情は十分に認識し、金融に一層の弾力性を與えたいものとくふうしている、とあるのであります。これは前後矛盾しておるのであります。解釈に苦しんでおりますから、その眞意を確かめておきたいと思ひます。

別のところにおきまして、特に中小企業及び農漁村金融の円滑化には格別の措置を講じたいと述べておられます。本日の議場においても、そういう答弁があつたのであります。これは當然の処置と思ひますが、一昨日予算委員會で、大蔵大臣は、米價を引上げたから、現在農村に對する金融措置は考へていないと答弁されておるのであります。これはどうしたことでしょうか。施政方針演説とまったく相反しておるのである。一体いかなる考へであるか、またいかなる御処置を講ずる考へであるか、これを具體的に御答を願ひたいのである。

また、新給與について一口お尋ねしてみますが、新給與は、公務員法の性格によつて、われゝは公務員的生活を保障しなければならぬ立場にあると思ひのであります。この点に關して、予算委員會において増田労働大臣は、他の地域においては政府提案の給與で生活できるのであるが、特に地においては多少の赤字が出るかもしれ

れないと答弁しておられた。また大蔵大臣も、赤字なしに生活できるとは、どうも保証ができないとしておられるのであります。初めから赤字の出ると思はれるような給與は公務員法と抵触しないか。この点もお尋ねしてみたいと思ひます。

現在、日本のインフレを助長するものは何かといひますと、莫大な予算である。國民をして重税に苦悩せしめるものは何か、莫大な予算である。インフレの進行を食い止める手近な道は何か、予算の緊縮である。國民負担軽減の道は何か、予算の緊縮であります。今日インフレーションを収束し國民負担の軽減をはかり、國民生活を安定するものは、予算の緊縮であります。わが党は、去る七月、二十三年度予算の審議に際しまして、予算の二割大引きを主張いたしましたのも、この理由であります。いま一つ並行して行ひべき道は、物價や賃金の凹凸を一旦是正いたしました。次で一律に五分あるいは一割と引下げることであります。これはフランスの行つた道であります。明年四月から実施されるという、國際的經濟観点から物價改訂や賃金統制で合理的に低物價に改訂せられるならばよろしいのでございしますが、しからざる限り、これを行ひべきであると思ひのであります。これに對する政府の御意見を伺ひたいと思ひます。

政府は、三原則に基き企業の合理化を強調し、赤字融資をしないと云つてゐるが、歴代の政府は、追加予算また追加予算で、予算上で、赤字の融資を國民の負担においてやつてゐるのであります。政府は、國民の要望なりとし

て、あちらに少し、こちらに少し歳出を増加しては、予算の膨脹をさせているのである。今日までのやり方は、予算を水ぶくれさせてはインフレーションを高進させ、予算額を上げて、その効率は下つておるのである。行政整理は、まことにけつこうである。しかし、緊縮は行政整理だけでは小さいです。政府の経費を削減し、一般の事業費も削減すべきであります。政府全体にわたつて合理化しなければなりません。この國會は、來年度の予算を審議する國會である。來年度の予算において、少くとも本年の予算の二割ないし三割を削減し、そして減税を断行して國民負担を軽減し、再生産を高めなければならぬと思ふのであります。緊縮いたしますならば、事業もかえつて効率をあげることができ、同じ賃金でも、インフレを圧縮してやれば、生活を樂にすることができ、取引高税を廃止するのも、緊縮によつて廃止することができるのであります。取引高税を廃止するかわりに、さらに悪税を新設することは、何らの意義もなく、ただ名目にこだわるだけであります。政府は思い切つて予算の緊縮をせられんことを要望いたします。

七日の本會議において、岩本國務相は、五十七、八万の、相当思い切つた人員整理を自信をもつて発表せられ、また同日參議院で、内村氏の質問に対して増田労働大臣は、なるべく血の出ない行政整理をすると言つておられるのであります。配置轉換によつて、出血なしに多量の人員整理ができますならば、この上ないこととありますが、なか／＼困難な事情であると思ふのであります。こうした大きな公約は、断然断行せられんことを大いに期待するものであります。政府は、この行政整理は断行するところの決意は十分であります。また、行政整理のほかに予算の大削減の意思がありますか、これをお伺いをいたします。

最後に、農村問題について質問を試みてみたいと思ひます。農村は、今や轉落の一途をたどつていゝといふことができるのであります。經濟安定本部の統計を見ましても、一昨年、昭和二十一年六月の新月は、農村は五一・八%を占め、昨年の六月には二八・五%になり、今年六月は二〇・一%に減じているのであります。十二月現在では、おそらくその半分以下になつておりましよう。さらに、同じく農業經濟調査によりますれば、農家の総収入から総支出を差引いた剰余金は、一昨年すなわち二十一年は四千九百二十八円であつたものが、二十二年には、一挙にして七千二百六十七円の赤字となつて入の代金もなくして、農業手形になつたことも、明らかなこととあります。かかる現象は何がゆゑに起つたかということは、言うまでもなく農家必需物資のなはだ高いこと、農産物價格の安いこと、課税の過重であることとあります。大体この三つが原因であります。小農家は、インフレーションの波が乗り切れないのであります。

政府の調査によりますと、今年、農家一戸当り平均所得は六万四千円、税金は一万四千円、残り五万三千六百円であり、政府の調査の中には、都市近郊の農家も入つておりましよう。柑橘その他の特殊農家も入つておりましよう。一般農村には、政府調査の一戸当り平均六万四千円は、見積りが不当であります。百歩譲つて、政府の調査が正しいとしても、税を引いて五万三千六百円は、公務員の家庭のごとく、これがそのまま生活費に充てられるのではないのであります。これをもつて、次の生産のために物資購入の元手とするのであります。これで、農家の生活がどうして支えられるでございましょう。今日までは、預金を引出して赤字生活をやつて参りました。過重な税金も、ごむりごむりとも拂うて來たのであります。もういけなないのであります。淳朴な農民が、滞納をめぐつて、農村において紛争を巻き起しているのも、このためであります。そも／＼農業所得税が不当である。政府當局は、農業所得の見積りがいかに不当であるかといふことを、御存じであります。公務員の生活と、税をしばり取られてゐる農民の生活と、どちらが樂をし、ぜいたくをしておるか。彼らは、ぜいたくをしないで、きわめて切り詰めておるのであります。それでも、農家は何かといつても金がからなないといつてゐるのであります。生活に金がかからないどころではない。今日では、全國至るところ、物價は同じであります。

税務署の所得算定の方法は、柿の木一本あれば千円、自家用蔬菜畑が一畝あれば千円、鶏が二羽あれば、毎日卵一箇を生むものと見て月に三百円、一年三千六百円、小やきを買つて來れば、半年を經れば一日五合と見て、半年四千五百円、一年九千円といふ見方をしているものであります。いずれも自家用であつて、純農村では、賣るにも賣れないのであります。當局では、これは所得税として当然の見方であるといつてゐるやうであります。しかし、都會生活者の柿の木から税をとつておるか。また鶏を飼育する者が多いのであります。また、税をとつておるか、はなはだ多い内職から税をとつておるか。これは捕捉しがつたいと言ひであります。ようが、そこあります。

今日は捕捉しやすいものから税はとられておる。収入の捕捉しやすい農家は、坪刈りをして、脱穀に立会つたりまでして供出させられ、税がとられておる。これが、重税に泣く農民の姿であります。今年は、申告納税による更正決定、さらに追加予算による追加更正決定の負担であります。これは、いわゆる公務員の年末調整であります。この調整に泣くのであります。公務員は、年末調整の手段も講ぜられてあります。農民には、年末調整もなく、越年資金もないのであります。この農民を長く苦境に置くことはできないと思ふのであります。政府は、こういう農民の窮狀を知つておられるでございましょうか。農業所得の算定にあたつて、その所得の中から、再生産に必要な額だけは、少くとも税の対象から除外すべきであります。果樹あるいは蔬菜、僅少の鶏などは、實際において自家用のものであるから、金は生れて來ないのであります。こうした金の生れて來ないものから徴税することは、ひど過ぎると思ふのであります。農林大臣の御所見を伺いたいであります。

また農林大臣は、農村の課税軽減について大蔵大臣と交渉中であると答弁しておられるやうであります。そのお考えはいかなるものであります。その経過はどうであるか、お知らせをお願いいたします。

私は、農村恐慌の第一の対策は、農産物の供出制度を改善して、これを維持することとあります。その價格は、一般物價とにらみ合せて、公正なる價格に定めることとあります。農民は供出制度をきまつておるが、これは供出制度のうちの機構や規則が悪いのであります。これを改善すれば、供出制度そのものが悪いのではない。これを自由經濟の組織に移しますときには、きわめて近い將來において、農村は徹底的にたたきつけられるであります。將來は、供出制度を單に食糧政策から生れて來るところの政策と考へてはならないと思ふのであります。この点につきまして農林大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

第二の対策といひましては、農業協同組合をしてそれ／＼適當なる農村工業を起させることとあります。工業のない農業協同組合は、農村恐慌を乗り切る力にございせん、農村恐慌の救済策として、將來多額の費用を要することを思へば、單に融資するといふこ

また農林大臣は、農村の課税軽減について大蔵大臣と交渉中であると答弁しておられるやうであります。そのお考えはいかなるものであります。その経過はどうであるか、お知らせをお願いいたします。

とでなくして、これを奨励し、大いに助成すべきであると思うのである。政府は、來年度の予算から相当額を計上して農村工業を助成するお考えはございませんか。

私は、現内閣必ずしも保守反動とも言わないのでありますが、思想の大きな川の流れを、堰堤を築いて防ごうとしておられるのではないかと、思つて、不安であるのであります。小さい川の流れでも、堰堤で防ぎ止めることはできないのであります。川が大きければ大きいだけ、一箇所に激流を起させないように、あちらに曲げ、こちらに曲げて、これを海に流さなくてはならぬのであります。私は、この解散によつて、勤労階級とまつたく対立すると思つてあります。こうした真正面の衝突を誘発することは、日本の悲劇であると思つて、大いに考慮せられまして、國家を安全に導かれたいことを要請いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣(吉田茂君) 大原君にお答えをいたします。
第一の御質問は、政府に解散権ありやいなやという御質問のようでありますが、これについての學者の議論は別として、政府としては、このたびは不信任案通過をまつて解散をいたすことに四党協定ができておることは、御承知の通りであらうと思つてます。
また、憲政の常道論であります。これはしばしば私がこゝで申し述べておりますが、議會において首班の指名は受けたが、少数党であるから、さらに國民に信任を問うべきである、これ

が憲政の常道論なりと私は信ずるものであります。

また、少数党内閣であるから解散をやるといふことは、今後よろしくないといふようなお話であります。このたびの政変は、興味が責任をとらなければならぬ事態が起つたために、少数党である民自党が政局に立つたので、これは異例であると思つてます。異例をもつて他を律することはできないと私は考へるのであります。(拍手)

〔政府委員塚田十一郎君登壇〕
○政府委員(塚田十一郎君) 大臣がその筋へ連絡に行つておられますので、大臣にかわりまして、大原さんの御質問にお答え申し上げます。

中小企業金融の具体策がどういうぐあいになつておるかというお尋ねであります。中小企業に對する金融は、政府が最も意を用いております。政府が、大體その具体策は、一般金融機關からの融資を今までよりも一層円滑にいたしたい、そういう方向に向つていゝ／＼な具体策を考へておるものであります。その一つとして、先般すでに御承知のように、三種産業に對して日本銀行に相談なしで貸出し得る限度三十万円を五十万円に拡張いたしました。また、本國會に提案にまでは至りませんでしたけれども、信用保証協会法案というやうなものも実は用意いたしておる次第であります。次に、復金の貸出しを一層積極的に活用して行く。御承知のように、復金の中小企業に對する貸出しは、代理貸しと保証貸付と直接の融資と三つあるのであります。この代理貸しのわくが、第三、四年期において四億五千万円であ

りましたのを、代理貸しが非常に需要がある点にかんがみまして、これを八億五千万円に拡張するといふやうな措置をいたしました。ところが、その実例であります。さらに勧銀、興銀及び商工中金を通じて貸付いたしますものを、日本銀行から特別の融資をいたしまして、これらの三つの金融機關からの貸出しを一層積極的にいたす、こういうやうな措置も講じております。以上を通じて、御指摘のやうに需要に對してはなお十分とはいえないと思つてますが、今日の段階において、できるだけ、最大限の措置をいたして、こゝういふに御了解願ひたいと存じます。

次に、價格補給金をどうするかというお尋ねであります。これは御承知のやうに、價格補給金というものが、今日のわが國の予算において非常に大きな要素を占めてゐる、それでなくてはならぬ國民負担を一層重くする大きな要素になつてゐるといふやうな点を考へまして、價格調整金というものは、なるべく出さないやうにいたしたい、という根本方針を持つてゐること、御承知の通りであります。ただ、これを一気に廃止するといふわけに参りませんので、だん／＼に減らして行く、そういう方向において今度の追加予算なども編成せられてゐるといふやうに御了承願ひたいのであります。

次に、現在の財政が國民經濟にとつて非常に過重な負担になつてゐるといふ点であります。この点につきましては、御指摘の点は、まつたく同感であります。政府におきまして、そのやうに考へておるのであります。どう

かして歳出を削減することによつて國民負担をできるだけ軽減して参りたい、という方向に、今度の追加予算におきましても極力努力いたしたいのであります。まだ十分に参つておらぬ点もあるのであります。しかし、二十四年度の予算以降におきましては、ぜひこの根本方針に基きまして、緊縮をモットーにした予算を編成いたしたい、こゝういふに考へてゐる次第であります。(拍手)

〔政府委員神田博君登壇〕
○政府委員(神田博君) 安定本部の長官が、ただいま塚田君のお話の通り不在でありますので、大原君の御質問に對しまして、私からお答えいたしたいと思つてます。

安定本部長官の先般行いました演説につきまして、内容がよいではないかと、いふお尋ねのやうでございましたが、これはよく読んでいただければ、内容のあることを十分おわかり願ひたいと思つてます。なお、この演説の中にいゝ／＼約束されてゐることがある、取引高税の廃止であるとか、あるいは料飲店の再開であるとか、生鮮食料品等の統制撤廃等については約束してゐるが、確信はないのではないかと、いふやうなお尋ねであつたやうでありますが、確信のあるものだけを申し述べてありましたので、さう御了承願ひたいと思つてます。(拍手)

さらに、來年度におきまして物價の改訂をするかどうかといふやうな意味の御質問に承りましたが、ただいま大藏政務次官の塚田君から答弁がありまして、來年度におきましては、政府予算の相当圧縮を考へたい、すな

わち補給金等についても相当考慮の余地がありますので、これらの点その他等にもらみ合せますと、物價改訂の問題が出て来るだらうといふことは、御想像ができると思つてます。どの程度であるかといふことは、ただいま申し上げる時期でないことを御了承願ひたいと思つてます。

さらに、生産第一主義の具体策はどういうことであるかといふやうなお尋ねでありましたが、これは、生産増強が經濟安定復興の前提である意味におきまして、われ／＼は生産第一主義を強調してゐるのであります。この生産第一主義を完遂いたしますには、資材の面におきましても、資金の面におきましても、あるいはまた労働の面におきましても、十分な総合施策にたななければならぬことはもとよりでありまして、これら各般の施策につきましては十分検討しておる次第であります。ことに、われ／＼といたしましては、企業につきまして自主性と採算性を回復せしめたい、しかして、積極的に業者の創意と責任のもとにおいて生産が完遂されるやうな態勢を整へまして、健全な經濟基礎を確立したい、そのためには、統制の簡素化を強力に措置いたしたい、そして、企業合理化についても十分考慮いたしまして、生産第一主義を完遂して参りたい、かやうに考へております。

なお、物價と賃金を同時に安定させるというが、この具體的措置はどうであるかといふやうなお尋ねもあつたやうであります。物價と賃金との關係につきましては相互に均衡を保持せるといふやうな價格体系を規定いたしまして、

これを維持することに努力が從來から拂われておつたことは御了承の通りであります。最近の傾向といたしましては、物價は比較的におちついておるのでありますが、賃金及び上昇しておる。(うそを言うなと呼ぶ者あり)これは統計に現われておるのであります。うそを言うなと言ひ方があるを言つておるのである。ことに最近、実質賃金が相当充実にしておる状態でありまして、物價と賃金とのバランスの維持に努力いたしまして、この安定をはかりたい。政府といたしましては、いわゆる三原則に基きまして、この線に沿ひまして經營者、労働者、また消費者諸君の十分なる御協力をお願いしたい、かように考へておる次第であります。

以上をもちまして答弁にかゝる次第であります。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) 大原君に回答いたします。

御意見のように、戦争後、農家の收支の不均衡から来る結果、非常に農家經濟が困窮に陥つて來ておるといふことは、私も大体同感であります。その上、最近において、だん／＼と租税負担が重くなつて來る結果、いよ／＼農

家の收支のバランスが不均衡になつて來たといふことも、大体同感であります。しかしして、今御指摘の、しからばこのまま推移するときに、農村恐慌は必至であるが、これに対する対策はどうかといふことであります。私は、今日の場合、農産物等の過剰あるいは外國からのダンピングによる恐慌といふことは、当分想像が付きませんが、御指摘のように、結局するところ農産物の價格と工業生産價格との幅の大きくなること及び租税等の負担の過大によりまして、ここに恐慌が起り、また起らんとしつゝある状況に對して、大体同感するものであります。

これが対策といたしましては、大体におきまして、積極的には農家の収入増加方策を考へることが第一であります。これに對し、ある程度農家の必要とする生産基礎條件たる土地の改良等につきましては、大きく國家資本を導入しつゝ生産力を高めて行くといふことが大事であり、かつ個々の農家にとつては、生産經濟におきまして多角經營化するといふことについては、最も第一にとるべき方策と考えます。

しかし、その際に考へられることは、あまりにも今日まで、食糧政策の面におきまして、農業における穀粉質

の生産、米、麦、甘藷、ばれいしよ等の生産に重きを置き過ぎた結果、農業生産に對する負担割合が多かつた。むしろ、この点については、蛋白、脂肪給源である水産、畜産に関する政策をあわせ考へ、農家生産におきまして、作付割合に比して収入も増加し、かつ輸出の裏づけとなるべき適地生産に向けて行くといふことが、一つの収入増加の必要な点だと考えます。同時に、御指摘になりました農村工業は、これらの面と関連して、常に適地に沿うよう指導されて行くべきでありまして、そこには多分に畜産加工、水産加工、農産加工等の農村工業の面について力を入れて行きたいと考えます。

これに對して、御指摘の融資の面のみならず、財政的補助を考へたらどうかといふことであります。これにつきましては、だん／＼と補助政策をやめて、自主的な融資の方法といふことに向けておりますけれども、なお慎重に考究してみたいと考えます。さらに消極的の面につきましては、課税の適正化について努力したい。先ほど申しましたような意味において、結局農業所得の算定の基準を改正する余地はないかといふことについて種々相談をいたしておりますし、申告税制度に関し

て、いさ／＼農家の指導面に考慮を拂ふ余地はないかといふような点について、折衝中でありまして、なおその際において、すべての生産並びに流通經濟に關して、協同組合を中心として育成すべしといふ点については、大体同感であります。

○副議長(田中萬逸君) 石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、労働者農民黨を代表いたしましたして、政府の施政演説に對する質問をいたすものであります。

吉田総理は、その施政演説におきまして、本追加予算は二週間で本會議の審議を完了し、その後不信任案が上程され、可決されるという前提に基いて、國會に上程されたものであると言つたのであります。これは簡単に聞きのがすことのできない事柄であつて、吉田首相は、しば／＼四党協定に従つて不信任案が上程され、それが通過することによつて國會は解散されるものであると確信しておると声明しているのではありませんが、これは國會のまつたく関知しないところであります。もし政府と社会黨、民主黨、國民協同黨との間にかような協定があつて、その協定に基いて國會が運営されるということになるならば、國會が國權の最高機關た

るの權威は喪失され、政治が最も惡質なやみ取引によつて公然行われることを意味するものであつて、私は、かようなことを施政演説において吉田首相が発言されたことについて、その政治的良心を疑ふものであります。

私が、この際吉田首相にお尋ねしたい第一点は、あなたが協定に基いてとおしやる、その予算審議を二週間と限られた客觀的、主體的な必須な條件はどのようなものであつたかといふことを、お聞きしたいのであります。

第二点は、予算審議の實情のいかんにかかわらず、あなたが四党協定履行を強調されているように承知しておるのであります。あなたは、追加予算を本國會で通過させるといふそのことについては、あまり重要視していかんに見受けられるのであります。いゝわゆる雲のような存在であるところのその四党協定を強引に履行させることを特に重要視しておるよりに思われるのであります。これは、数日來の政情とにらみ合せましても、特にはずきり總理大臣より、このことに關する御意見を承つておきたいのでござい

ます。

第三点は、このいわゆる四党協定なるものは、まつたくわれ／＼の関知し

ないところのものであつて、吉田総理はこれを特に重視して、約束履行を社、民、協の三党に迫るこの態度は、まつたく國會の審議権を無視し、國會の民主的運営を政府の権力をもつて故意に牽制しているように思われるのでありますが、これは明らかに立法部に對する行政府の権力の干渉であつて、憲法第四十一條の精神に反する政治ファツショであり、この内閣の反動性を遺憾なく暴露したものであると存するのであります。(拍手)吉田首相は、協

定履行を強力に主張されることによつて、近く予想されております総選挙に對する政府並びに與黨の態勢を有利に展開しようとする意図があるがごとき風聞さえも耳にするのでありますが、首相は、これに對してどのようにお考えになつておられるか、お聞きしたいのであります。

次に私は、泉山大藏大臣兼安本長官及び關係各閣僚に對して質問いたしましたのであります。

大藏大臣は、本予算案はもつぱら給與並びに災害に對する追加予算であると言明されたのでありますが、事實はまつたく違つてゐるのであります。官公廳の労働者や、あるいは災害地の罹災者を優遇し、あるいは救済するかの

ごときセスキューアが、實際には労働者、農民及び中小企業者に過大な負担を強要し、その大部分を、予算的には予備費扱いすることによつて独占資本に奉仕しようとする、実に功妙な惡辣な内容を持つ便乗予算であります。次の点について私は質問いたします。

第一点といたしましては、歳出五百八十六億に含まれておる給與予算は、わずかに二百六十二億であり、災害予算は六十億、合計三百二十二億は、本予算案の五五%である。残り四五%に達する二百六十四億は、提案の趣旨とはまつたくかけ離れた便乗予算であります。本追加予算案を、もつぱら給與並びに災害対策予算なりと、泉山藏相兼安本長官が趣旨説明したということ、まつたくでたらめであつたということ、お認めになられるかどうか、お聞きしたい。

第二に、この予算は莫大な予備費の内容をもつて構成されてゐるのでございます。すなわち、予備費四十五億、價格調整費に含まれる今後の物價値上りを見込んだと見られる五十九億、あるいはその他船舶運賃の補助だとか、あるいは終戦処理費等の中に含まれておるそうした予備費的性格のものを合算すると、およそ二百億に達するであ

らうと予想できるのであります。これは明らかに、生活不安のもとにあえぎ疲れておる労働者並びに災害のために美田を失ひ、住むに家のない、困窮している人民大衆に對して、給與並びに災害対策予算なりという美名を與えて、實はほんとうに、これこそ階級を抑圧する独占資本に巧妙に奉仕する吉田内閣の反動性を露骨に現わしておるものであります。國民を欺瞞するものはなほだしいものであります。(拍手)

本追加予算は、財政法第二十四條に示されておる、予見しがたい予算の不足に充てるため云々とある予備費設定の趣旨に反するものであると思料しますが、大藏大臣はいかにお考えになつておりますか、所見を承りたいのであります。

第三は、政府は全官公廳労働者に五千三百三十円を強要してゐるのであります。さきに人事委員会より六千三百七円案が政府に提示された際に、上野人事委員は、この六千三百七円ペー

スに、すでに貧乏線以下であると言われた。これを下まわる給與は、官吏の能率を阻害し、官吏を腐敗せしむるものであると、極言しておられるのであります。労働者農民は、官吏の給與は一般國民生活水準を保障すべきこ

と及び國家財政とのにらみ合せによることを前提といたしまして、八月基準におきまして、CPSに基く給與六千八百円を絶対確保すべきであると主張して來てゐるのであります。三箇月のずれを持つた十一月基準賃金で、政府が五千三百三十円を官公吏に強要することに對しては、絶対に反對する態度を持つものでございます。政府は、はたしてこの五千三百三十円ペー

スで、官公労働者が食つて行けると思つておるのであるまいか。このベースで労働力の再生産が可能なりとお考えになつておるのであるまいか。私はこの際、泉山大藏大臣及び増田労働大臣に對して、あなた方の生活の實態と比較なさつて、はつきりしたお答をいただきたいのでございます。

第四に、この際お尋ねしますが、石炭産業あるいは金屬鉱山、電氣産業、海員労働組合等全國の労働者が強く要望して闘つております最低賃金制に關しまして、政府はいかなる所見を持つておられるのであるか、この点に關しまして、大藏大臣、労働大臣、商工大臣より、はつきりその所見を承りたいのであります。特に泉山大藏大臣に對しましては、日本の長期經濟再建計画とにらみ合せて、最低賃金制度に對

してどのような御所見をお持ちであるか、承つておきたいのであります。第五に、本予算は災害対策を強調しておられるのでありますが、この予算で組んでおる災害対策費六十億が、各省要求額二百六十四億のわずかに四分の一にもまだ満たないのであります。アイオン台風並びに關西の地震等によつて本年度災害だけを通算いたしましたも、およそ二千億になん／＼とする大きな額になるものと予想されるのであります。僅々六十億の予算で、政府はどれだけの災害復旧を考へておられるのであります。しかもこの六十億は、すでにこの六十億を見合ひとして、復金から三十九億、四十億近い融資がなされておる実情であります。と、本予算がかりに成立いたしましたも、すでに融資されておる分を穴埋めすることといたしますれば、災害復旧は、この予算において、來年再びめぐり來るでありましよう雪解けから降雨期にかけてのその時期にまで、實際にはこれから先も進捗しないという事

実が、この中に含まれておるのでございます。大藏大臣は、莫大な予備費の内容をもつこの予算のうちから、どうして災害復旧に對してこれ以上のものを組み込もうとするお考へを持た

れなかつたか。あるいはまた建設大臣は、この六十億によつて、どれだけ災害地における現場作業がなし得られるとお考えになつておられるかというこの、誠意ある御答弁をお願いしたいのでございます。

第六に、政府は給與災害対策予算の

美名に隠れて、予備費を通ずる資本家奉仕をこの予算の歳出にたくらんでおるのでありますが、一たび目を歳入面に轉じますと、これをまかなうところの予算の約六〇パーセントを占めるものが、すなわち四百十億の税の自然増収を見込んでおるのであります。この四百十億のうち、所得税だけを見ましても、所得税で自然増収されると予定された三百七十億というものは、ほとんど労働者並びに農村の方々や漁民の方々によつて、これがまかなわれで行くのであります。すなわち、労働者から取立てる源泉課税としての二百三十一億、農水産業が申告徴税される八十五億を合せて三百十六億というものは、三百七十億の八五割を占めておるのであります。所得税の自然増収は、ほとんど働く労働者や農民あるいは中小企業の方々から収奪することとなるのであります。その他の諸税が、ほとんど大衆課税の性格を持つて

おるといふことと考へ合せますならば、吉田内閣のもとに酷使されて行く労働者、農民、中小商工業者の、この暮から來年の三月に至るところのいわゆる第四・四半期における担税能力は、思うだにぞつとするものがあるのでございます。

十一月、十二月の納税成績を予定通りと考へましても、おそらくこの第四・四半期には、当初予算から來るところの未徴税の額が千五百億ないし千六百億あると予想されるのであります。昨年度からなお滞納になつております約二百四十億の額と、今度この追加予算に組まれた額を合算いたしましたときに、はたして泉山大藏大臣は、この予定された税の取立について、ほんとうにどのような苦しい場面において、農村あるいは労働者、あるいは漁村におけるところの人々が、どのような深刻な納税闘争をこの間に展開されるかといふことを、予想せられておるのであります。そしてまた、それがほんとうに予定されたように、それを徴税し得るとお思いになつておられるかといふことを、お尋ねしたいのでございます。まことに深刻な納税闘争が刻々に展開されて行くだらうと私は予想するのでございます。従つてこ

れは、今後の日本の經濟再建の面から、インフレーションを考へる面からいたしまして、まことに悪い材料を提出するものであると考へるのでございます。大藏大臣は、かくのごとき予算のもとにおいて、かくのごとき大衆收奪の税のもとにおいて、日本の生産がほんとうに働く者の手によつて再建されるというふうにお考へになつておるかどうかといふことも、お尋ねしたいのでございます。

なお大藏大臣は、常に口を開けば三原則を唱へるのでございまして、たとえば、石炭産業の労働者諸君が最低賃金を闘おうとする場合、三原則を強調して一歩も譲らない態度をとられるのでございしますが、本予算に組まれておりますところの、價格調整費として出されておる補助金、あるいはタバコの新上げ等によるところのものは、明らかに三原則を破るものであります。大藏大臣は、今次議會に提案されましたこの予算において、まつたくその原則を破る態勢をここに盛り込んでおるのでございしますが、今後三原則に対して政府はどのような考へを持たれるかといふことを、お尋ねしたいのでございます。

最後に私はお尋ねしたい。一昨日本議場におきまして決議されました、いわゆる官界、政界、財界の徹底的肅正に関する決議案に対しまして、政府はすでに解散の腹構えをきめておられると言ひ、あるいは、それがほとんど決定的だといふふうにさへも喧傳されておるのでございますが……

○副議長(田中萬邊君) 石野君、時間が迫つております。

○石野久男君(続) この決議案に対する政府の考へ方、本國會におきまるところのこの期間中に、綱紀肅正に対する内閣の建前が、解散とのにらみ合せをどのように考へておられるか。特に今日不當財産取引調査委員会において問題となつておるその懸案を解散との關係を、どのようにお考へになつておるかといふことを、私は総理大臣にお伺ひしたいのでございます。

なお、先般岩本國務相は、五十七万の首切りを公表されたのでございしますが、この五十七万の首切りは、やがて一般私企業におけるところの首切りの前哨戦といわれると思うのでございします。政府は、この六十万の首切りが行われる場合における、いわゆる産業界における混乱、この失業して行く人々の收拾策をいかに考へておられるかといふことについて、お尋ねしたいのでございします。

以上、簡單でございしますが、私の質問に対しまして、誠意ある御答弁をお願いしたのであります。(拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 石野君にお答へをいたします。

いわゆる四党協定なるものは、予算案その他の審議議事を円満ならしむるために公然協定せられたものであつて、やみ取りでも何でもないのであります。

また、ただいま官吏肅正その他についてお尋ねがございましたが、これは解散があるとなしにかかわらず、政府は初めの方針通り断行いたすつもりであります。(拍手)

○副議長(田中萬邊君) 大藏大臣は關係方面と打合せのため退席されております。大藏政務次官塚田十一郎君。

〔政府委員塚田十一郎君登壇〕
○政府委員(塚田十一郎君) 大臣にかわりまして、石野さんの御質問にお答えいたします。

御質問の第一点は、今度の追加予算におきまして、給與改善費、災害復旧費だけを組むと言ひながら、その他のものをたいへん便乗して組んでおるといふ御質問であつたと思つております。

が、実は今度の予算におきましては、いろいろ都合で、いわゆる予備費という形で出しておりますものの内容が出ておりませんので、そういう御疑念が出たのであらうと思うのであります。しかし、これは近く——近くではありません、すぐに出すつもりであります、それをごらんくだされば、決してそれが便乗予算という性質を持つておらぬものであるということを、十分御納得していただくと確信いたしております。

次に、人事院の六千三百七円に対して政府の額は五千三百三十円になつておるといふことについての見解に対するお尋ねであります、この政府案の五千三百三十円は、どういう根拠に立つておるものであるかといふことは、すでに予算委員会その他において、しばしば表明されておりますので、この際は、これを繰返すことは遠慮いたしますが、ただ根本におきましては、私どもは、かりに五千三百三十円をふやしても、日本の今日の生産が、今日のような状態で非常に乏しい時代には、結局まわりまわつて、また同じ結果になる、こういうふうに考えて、あらゆる情勢を総合判断いたしましたし、今日の官公吏の給与は、この程度

でしんぼうしていただくのが一番安当じやないか、こういうふうに考えておる次第であります。

次に、災害対策費六十億円は非常に少いというお尋ねでありました。私どもは、必ずしもこの六十億円で十分であるとは考えておらぬのであります、これも各般の事情を総合判断いたしました、この程度で一應今度の追加予算は何とかやつて行けるのではないかと、こういうふうに考えて、この六十億円という計上をいたしましたのであります。

次に、中小企業者及び農民が重税に悩んでおる、はたして今度の予算の中に組んでおる自然増収が徴収できるかというお尋ねであります、私どもも、國民の各階層——必ずしも中小企業者、農民だけであるとは思つておりません。中小企業者、農民その他の國民各階層の税負担が非常に多いものであるというふうに考えております。従つて、先ほども答弁申し上げましたように、何とかして歳出を削減することによつて國民負担を軽減して参りたいと、熱心に私どもは考えておるのであります。なお徴税の実際の面において、はたしてこれができるかどうかといふことではあります、これは、今日

のわが國の置かれております事情を十分御了解していただいた上の國民各階層の熱心なる御協力によりまして、必ずできるものという確信を持つておる次第であります。

以上、簡單にお答え申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) この際暫時休憩いたします。

午後六時一分休憩
午前八時四十六分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、未復員者給與法の一部を改正する法律案は、内閣の要求の通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

未復員者給與法の一部を改正する法律案を議題といたします。その趣旨弁明を許します。大藏政務次官塚田十一郎君。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「二百二十五円」を「二百五十円」に改める。

第七條中「四百五十円」を「千円」に改める。

第八條第一項中「八百円」を「千五百円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第八條の次に次の五條を加える。

第八條之二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することのできな

い事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認められた場合においては、復員後二年間、その者に対し、必要な療養費を支給する。

前項に規定する療養の範囲は、左に掲げるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

第一項の療養費の額は、療養に要する費用で厚生大臣の定める基準に従つて算定した額とする。但し、その額は、現に要した額をこえることはできない。

第八條之三 前條の規定により療養費の支給を受けている者が、その間に死亡した場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として死亡者一人当り千五百円をその遺族に支給する。

第八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第八條之四 未復員者が自己の責に帰することのできな

い事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の療治中

に、復員後二年(療養費の支給を受ける者については、その受けることのできる期間)以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めた者には、その程度

に應じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。
第八條の五 障害一時金の支給を受けた者には、以後療養費を支給せず、又、重ねて障害一時金を支給しない。
第八條の六 他の法令の規定により療養費又は障害一時金に相当する給付の支給を受ける者には、この法律による療養費又は障害一時金を支給しない。
第十一條中「別表」を「別表第二」に改める。

「別表」を「別表第二」に改める。
附則
第一條 この法律は、公布の日から施行する。但し、障害一時金に関する部分の規定は、昭和二十三年九月一日から、第四條第二項、第七條及び第八條第一項の改正規定は、昭和二十三年十月一日から適用する。
第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は

負傷し療養を要するものと認めた場合においては、この法律施行の日から二年間、その者に対し、必要な療養費を支給する。
2 第八條の二第二項及び第三項並びに第八條の三の規定は、前項の場合に準用する。
第三條 昭和二十三年八月三十一日以前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し同日前に治ゆていないとき

きに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めたと者には、その程度に應じ、障害一時金として同表下欄の乙に定める金額を支給する。
第四條 昭和二十三年八月三十一日以前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し同年九月一日以後この法律施行の日から起算して二年を経過した日までの間に治ゆたとき

又は治ゆしないがこの法律施行の日から起算して二年を経過したとき、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めたと者には、その程度に應じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。
第五條 この法律の規定の適用を受ける日前に同一の事由につき他の法令の規定により障害一時金に相当する年金又は一時金の支給を受けた者には、この法律による障害一時金を支給しない。

別表第一

身体障害等級及び障害一時金額表

障害の程度	番号	障害の状態	金額	
			甲	乙
第一級	一	両眼が失明したもの	一九、〇〇〇円	三、八〇〇円
	二	そしやく及び言語の機能を廢したもの		
	三	精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの		
	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの		
	五	半身不随となつたもの		
	六	両上しをひじ関節以上で失つたもの		
	七	両上しを用を全廢したもの		
	八	両下しをひざ関節以上で失つたもの		
	九	両下しを用を全廢したもの		
第二級	一	一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	一七、〇〇〇円	三、四〇〇円
	二	感したるもの		
	三	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの		
	四	両上しを腕関節以上で失つたもの		
第三級	一	一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	一五、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	二	感したるもの		

障害の程度	番号	障害の状態	金額	
			甲	乙
第四級	一	両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	一三、五〇〇円	二、七〇〇円
	二	そしやく及び言語の機能を廢したもの		
	三	精神に著しい障害を残し終身勞務に服することのできないもの		
	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身勞務に服することのできないもの		
	五	十指を失つたもの		
	六	鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳の聴力を全く失つたもの		
	七	一上しをひじ関節以上で失つたもの		
	八	一上しを用を全廢したもの		
	九	一上しを腕関節以上で失つたもの		
第五級	一	一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの	一二、〇〇〇円	二、四〇〇円
	二	感したるもの		
	三	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの		
	四	一上しを腕関節以上で失つたもの		
第六級	一	一眼が失明し他眼の視力が〇・二以下に減じたもの		
	二	感したるもの		

第六級	第六級	第六級	第六級
六	両足の指を全部失つたもの		
一	両眼の視力が〇・一以上に減じたもの	一〇、五〇〇円	二、一〇〇円
二	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
三	鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することのできないもの		
四	せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの		
五	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
六	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
七	一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの		
一	一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの	九、〇〇〇円	一、八〇〇円
二	鼓膜の中等度の欠損その他に因り両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの		
三	精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの		
四	胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの		
五	一手のおや指及びひとさし指を失つたもの		
六	又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの		
七	一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廢したもの		
八	一足をリスフラン関節以上で失つたもの		
九	両足指全部の用を廢したもの		
一〇	女子の外ばうに著しい醜狀を残すもの		
一〇	両側のこう丸を失つたもの		
一	一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	七、五〇〇円	一、五〇〇円
二	せき柱に運動障害を残すもの		
三	神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な		

第九級	第九級	第九級	第九級
一	労務の外服することができないもの		
二	一手のおや指とあわせ二指を失つたもの		
三	一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廢したもの		
四	一上しの三大関節中の一関節の用を廢したもの		
五	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
六	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
七	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
八	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
九	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
一〇	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
一一	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
一二	一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの		
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの	六、〇〇〇円	一、二〇〇円
二	一眼の視力が〇・六以下に減じたもの		
三	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変狀を残すもの		
四	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの		
六	の、及び言語の機能に障害を残すもの		
七	鼓膜全部の欠損その他に因り一耳の聴力を全く失つたもの		
八	一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの		
九	一手のおや指をあわせ二指の用を廢したもの		
一〇	一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの		
一一	一足の指の全部の用を廢したもの		
一二	生殖器に著しい障害を残すもの		
一	一眼の視力が〇・一以下になつたもの	四、八〇〇円	九六〇円
二	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの		
三	十四齒以上に対し齒科補てつを加えたもの		

に著しい奇形を残すもの 一上しの三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 一下しの三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 長管骨に奇形を残すもの 一手のなか指又はくすり指の用を廃したものの 一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 一足の第一指又は他の四指の用を廃したものの 局部に強固な神経症状を残すもの 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの 女子の外ばうに醜状を残すもの	一、六〇〇円 三三〇円	第一三級
一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 一手のこ指を失つたもの 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 一下しを一センチメートル以上短縮したものの 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの 一足の第二指の用を廃したもの、第二指をあわせ二指の用を廃したもの又は第三指以下の三指の用を廃したもの	八〇〇円 一六〇円	第一四級

- 二 三指以上に対し齒科補てつを加えたもの
- 三 上しの露出面に手掌面大の醜こんを残すもの
- 四 下しの露出面に手掌面大の醜こんを残すもの
- 五 一手のこ指の用を廃したものの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう正視力について測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廢したものは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又はせつし、関節若しくは第一指関節（第一指にあつては足指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

すものをいう。

「政府委員塚田十一郎君登壇」
○政府委員（塚田十一郎君） ただいま議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして……「大蔵大臣はどうした」と呼び、その他発言する者多し」

○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 提案の理由を御説明申し上げまして、各位の御審議をお願いしたいと存じます。

「発言する者多し」
○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 未復員者にかかる給與につきましては、第一及び第二國會で御賛成いただきまして未復員者給與法によつて処理しておりますのでありますが、その後における経済事情等の変化に伴い、特に引揚同胞

対策審議會の決議の趣旨にかんがみ、さらにこの法律の一部を改正することといたしました。

○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 次に法律案の内容を御説明いたします。

第一に、既存の給與の引上げであります。すなわち、扶養手当は二百二十五円を二百五十円に、帰郷旅費は四百五十円を千円に、遺骨の引取りに要する経費は八百円を千五百円に、遺骨の埋葬に要する経費は千円を千五百円に、それら増額することといたしました。

「発言する者多し」
○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 第二は、療養費及び障害一時金の制度を新たに設けることといたしました。

「発言する者多し」

- 七 一部を失つたもの
- 八 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 九 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廢したもの
- 一〇 局部に神経症状を残すもの
- 男子の外ばうに醜狀を残すもの

○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 療養費は、自己の責に帰することのできない事由により疾病にかかり、または負傷し、復員後において療養を要する者に、復員後二年間支給するものであります。障害一時金は、自己の責に帰することのできない事由により疾病にかかり、または負傷した場合において、復員の際治療しているとき、復員後二年以内に治癒したとき、または治癒しないが、その期間を経過したときに、その障害の程度に應じて……

「発言する者多し」
○議長（松岡駒吉君） 静肅に願います。
○政府委員（塚田十一郎君）（続） 最低八百円から最高一万九千円の一時金を支給するものであります。なお、療養費の支給を受けているが死亡した場合には、遺骨埋葬に要する経費として、新たに千五百円を支給することといたしました。

以上、この法律案の骨子を御説明いたしました。未復員者の残置する扶養家族、復員者であつて疾病負傷に悩む者等の緊急の要望を御了察くださいまして、すみやかに御審議の上御賛成あらんことを希望いたします。（拍手）

「発言する者多し、議場騒然」
○議長（松岡駒吉君） 暫時休憩いたします。

午後八時五十一分休憩
午後九時五十五分開議
○議長（松岡駒吉君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

○議長（松岡駒吉君） 成重光眞君より、議事進行に關し發言を求められております。これを許します。成重光眞君。

「成重光眞君登壇」
○成重光眞君 私は議事進行に關し第

言を求めたいと思います。

ただいま議題となつております特別未帰還者給與法は、まことに機宜に適した法案であると信じます。特別未帰還者とは、元の陸海軍に属していないう者で、昭和二十年九月二日から引続き海外に在留し、まだ帰國せず、かつソビエト連邦社会主義共和国の地域内において未復員者と同様の実情にある者に対する給與法であると私は見ます。われらは、本法案の審議はまことに緊要にして適切なるものと信ずるのであります。今や敗戦四年を迎え、海外に残留する未復員者四十数万を残し、四たびの冬を迎えんとするとき、これらの未帰還者はもちろんのこと、その留守家族の方々の心情や察するに余りあると、私は信ずるのであります。(拍手)

政府は、この法案の審議にあたりましては、当然その主管大臣たる大蔵大臣がこの席において……(厚生大臣が「いるよ」と呼ぶ者あり)もちろん、本法案に関する限りは、給與法でありますから、その主管大臣は大蔵大臣であるのであります。(拍手)われは、この大蔵大臣が本議場におきまして、これら未帰還者並びに留守家族の方々に對し、眞摯なる姿をもつて、同

情ある言辭をもつて、この説明に當るべきであると信ずるのであります。

(拍手)ところが、先ほど院内において見ますと、泉山大蔵大臣は、不謹慎にも泥酔しておつたのであります。しかも、その行動たるや、婦人代議士に對して、まことに不謹慎なる行動をとつておるといふことは、われわれは、この大事なときに見のがすことができない。大蔵大臣は、不謹慎きわるものと考えるのであります。(拍手)従つて、この機会に、もしさようでありとするならば、私どもは断じて許すことはできないと存じますが、願わくば、私はそうでないと思いたないので、この機会に、泉山大蔵大臣に、この席において本給與法案に對する再説明を要求いたしまして、議事進行の發言を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 成重君の發言は、ただいまお開きの通りであります。これに對し政府より御答弁があらば承ります。

〔國務大臣林讓治君登壇〕

〔發言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

〔發言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○國務大臣(林讓治君) ただいま成重君の……(議場騒然、聴取不能)お話のように、泉山大蔵大臣が出席をいたすはずでありましたが、大蔵大臣は……

〔議場騒然、聴取不能〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○國務大臣(林讓治君)(続) 大蔵大臣を……

〔議場騒然、聴取不能〕

○議長(松岡駒吉君) この際暫時休憩いたします。(議場騒然)この際暫時休憩いたします。

午後十時三分休憩

午後十時二十三分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き會議を開きます。厚生大臣林讓治君。

〔國務大臣林讓治君登壇〕

○國務大臣(林讓治君) 本日、泉山大蔵大臣が出席をいたしまして御説明を申し上げるべきはずのところでありましたけれども、「静かに」と呼ぶ者あり(本日參議院の食堂におきまして、大蔵委員をお招きをいたしまして、いささかお酒をいただいたようであります。久しく、連日の大蔵並びに安本の要件などにつきまして、日夜働いておつた關係上、いくらそのために氣分を悪くいたしました、そのために、塚

田政務次官にかつて御説明を申し上げましたわけでありまして、つきましては、いさしく時間の拜借を願ひまして、後刻出まして重ねて御説明を申し上げさせることになつておるわけでありますから、暫時の間御猶予を願ひたい。この点につきまして、私が後刻御説明申し上げるというのを申し上げますとともに、ただいまのところにおきましては、私が各位に、泉山君にかつて陳謝をいたす次第であります。暫時の間御猶予を願ひます。(拍手、發言する者多し)

○議長(松岡駒吉君) 榊原千代君より、議事進行について發言を求められました。予算審査につき大蔵大臣の出席を求むるの件について、とのことあります。これを許します。榊原千代君。

〔榊原千代君登壇〕

○榊原千代君 私は、議事進行につきまして御質問申し上げたいと思ひます。吉田総理大臣と泉山蔵相がおいでにならなければ、吉田総理大臣でもよろしゅうございますが、御出席を希望いたします。(拍手)

〔吉田を出せ〕と呼び、その他發言する者多し

○議長(松岡駒吉君) ただいま総理大臣の出席を求めております。

○榊原千代君(続) 吉田総理大臣にお伺ひしたいと思ひます。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○榊原千代君(続) 吉田総理大臣にお伺ひをしたいと思ひます。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○榊原千代君(続) 吉田総理大臣は封建的な方だと思ひますけれども、少くとも近藤鶴代女史を拔擢された限りにおきましては、長い外交官生活の間において、婦人を尊重することを學ばれていらつしやつたと思ひまして、私たち婦人議員は、この点については非常に高く買つてゐる次第でございます。ところが、この吉田総理大臣の主宰する内閣の關係につきまして、私たちは、ただいま目の前がひつくり返るよ

うな難験をしたのであります。(拍手)
怒るにも怒れない、何とも言いようのない思いでございます。この壇上において、このような発言をしなければならぬということ、私は非常に悲しく思います。(拍手)また、國民に對しても非常に済まなく思います。顔向けのならない思いでございます。

全官公の職員たちにして、多くの勤勞者階級の人たちは、今晚のこの審議を、目をみはつて、もうほんとうに泣くばかりに待つておるのであります。(拍手)私どもは、夜を徹して予算審議をするつもりで、ここに集まつております。(拍手)ところが、本會議に出て見ますと、大藏大臣が御出席になつていらつしやしません。理由はと申しますと、へべれけに酔つぱらつて、そしてしかも、廊下で同僚婦人議員に對して、まことに侮辱した行動に出ているというやうなことを伺つております。

(拍手)
解散というやうな、國會としては重大な関頭に立つてゐるときであり、また大藏大臣は、死ぬまでもこの議場に御出席にならなければならぬと思つております。(拍手)しかも上程されておりますのは、未帰還者給與法案というやうなものであります。どんなに未復員者たちの遺族が悲しい氣持で待つてゐるかということ、皆様も御承知だろふと思ひます。新聞によつて、四十万の人たちが帰還できないというやうなことが書かれてゐるのを讀みましたときに、私どもは、もうほんとうに悲しくて、何ですか、お氣の毒でたまらないやうな次第であります。

(拍手)幼い子供たちを抱えて、夫の歸りを待つてゐる人たちもあると思ひます。お父さんの顔を早く見たい人もあると思ひます。また、つえとも頼むむすこの歸つて来るのを一日千秋の思ひで待つてゐる人たちもあると思ひます。かういふやうな人たちに對して、この未帰還者給與法によつて、少しでもその手当てが引上げられましたならば、どんなにうれしいことかと、私どもも、わが事のように望んで、喜び待つてゐる次第であります。(拍手)

それを、大藏大臣が不謹慎にもお酒を飲んでいて、このような重大法案が上程されてゐるにもかかわらず御出席にならないで、そうして政務官をして代弁させるなどというやうなことは、およそ不謹慎なことだと思ひます。

(拍手)政府は一体、この予算案を通過させることなどに對しまして誠意を持つていらつしやるのかどうか、お伺ひ

いたしたいと思ひます。予算案をどうなさいますか、これを通過させるお心があるのございませうか、この予算の審議が遅延しております責任はどこにあるのございませうか、お伺ひしたいと思ひます。

大藏大臣が婦人に對してこのような行爲にお出になる。すなわち非常に封建的な方であらうと思ひます。婦人を玩弄視し、手段視し、婦人の人格などというものを認めていらつしやらないということでありまして、全婦人議員を代表し、また全日本の婦人を代表しまして、憤らずにおられないのであります。(拍手)

國民は、今や暮に差向ひまして、いろ／＼と年の瀬を越えることに苦勞しておりますときに、議場において、しかも政府の最も中心となるべきこの大藏大臣がいらつしやらないなどということは、國民に何と言つて弁解をしたらいいか、私どもは苦しむものであります。(大藏大臣除名だ)と呼ぶ者あり、(拍手)イギリスの國會などにおいては、議員が議場において婦人に戯れたりいたしますならば、それは除名にも値するところのものだと申します。

(拍手)これを、私はどうか懲罰に付しまして、除名されることを希望いたします。(拍手)

〔發言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○榊原千代君(続) とにかく、この予算が通らないというところは重大問題でありますゆゑに、政府はどうなさるおつもりであるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 榊原君の發言はお聞きの通りであります。総理大臣に對してお答えがありますならば、この際御發言を願ひます。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) ……(發言する者多く、聴取不能)にあたりまして、泉山大藏大臣がこの席におらなかつたことは、まことに遺憾であります。なお事實を調査いたしましたして善処いたしますから、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。——靜肅に願ひます。

山下春江君より一身上の弁明をしたこととあります。叶凸君より議事進行の發言を求められましたが、これが内容がわかりませんから、適當な

機会にこれを許します。

〔發言する者多く、議場騒然〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。——靜肅に願ひます。

未復員者給與法の一部を改正する法律案を議題といたします。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○今村忠助君 議事日程…。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 今村君、ちよつとお待ちください。

○議長(松岡駒吉君) 先ほどの山下春江君よりの一身上の弁明をこの際許します。

〔山下春江君登壇〕

○山下春江君 本日午後六時ごろ(發言する者多し) 午後六時ごろ、私ども大藏委員は、大藏委員会にかかつてゐる法案の通過をスムーズにするために大藏大臣の招宴がありました。その席上、泉山大藏大臣は泥酔いたし…。

〔資格がない〕と呼び、その他發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○山下春江君(続) 私に向つて、廊下に出ることを、彼は暴力をもつて強要いたしました。私も相当な力は持つておりますけれども、泥酔せる男子にはかないません。そこで、彼は暴力をもつて私を参議院食堂の外の廊下に引出しました。そうして、彼の行いました行動は……

〔恥を知れと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○山下春江君(続) 私が恥を知らなければならぬ前に、綱紀肅正を叫ぶ吉田内閣の關係がまずもつて恥を知らなければならぬことを、私はここに断言いたします。私に向つて恥を知れと言ふ民主自由党に、私はあえて申し上げます。大蔵大臣に向つて私は申しました。今晚あなたは泥酔して許される立場の人でない、そのあなたが何をなさんとするか。そんなことが何で今晚必要なんだと彼は申しました。私に恥を知れと言ふ前に、綱紀肅正を叫ぶ吉田内閣の恥を知らしめんと、私は立つたのであります。(拍手)

この追加予算が今夕通過するかしな

いかは、先ほど榊原女史が言つた通り、全國のこの公務員法に縛られた全官公二百万が、かたずをのんで待つてゐる。この今夕、その当の責任者である大蔵大臣が泥酔して、そんなことが何だ、おれは君が好きなんだという言葉が、どうあれば吐けるのですか。(拍手)綱紀肅正とは、一体全体どこなんでしょう。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。山下君に注意します。一身上の……

〔発言する者多し〕

○山下春江君(続) 私はあえて申し上げます。かくのごとき世界の注視的であるこの追加予算の通過せんとするまぎわにおいて、保守反動と呼ばれる民主自由党内閣が、せつかく全國から選ばれたる女性の代議士をかくの如く扱いますることをもつて、世界は保守反動の党と言ふのであります。

○議長(松岡駒吉君) 一身上の弁明の範圍において発言せられんことを……

○山下春江君(続) これを説明しなければ、一身上の弁明はわかりません。かくのごとき行動をとつた、これが私の一身上の弁明です。かくのごときことをこの壇上において言わなければならぬ日本國会の婦人代議士が、いかに侮辱されておるか、満場の皆様は熟知されたであらうでしょう。こんなことで、日本の民主主義がどうして行われるのか。そういう吉田内閣によつて、このせつばつまつた國會が動かされるのか。いかに日本國民が不幸であるか。

私は、泉山大蔵大臣に侮辱された一身上の弁明を終え、同時に、かくのごとき内閣によつて、このせつばつまつた國會が運営されておる日本國民の不幸を絶叫して、降壇するものであります。(拍手)

特別未帰還者給與法案(参議院提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、参議院提出、特別未帰還者給與法案を議題となし、委員長の報告を省略し、ただちに議決されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。特別未帰還者給與法案を議題といたします。

特別未帰還者給與法案

特別未帰還者給與法

第一條 この法律で「特別未帰還者」とは、その陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引き続き海外に在つてまだ帰國せず、且つ、ソビエト社会主義共和國連邦の地域内において未復員者と同様の実情にあるものをいう。

第二條 特別未帰還者には、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の規定を準用する。但し、特別未帰還者には、その死亡した場合における遺骨の引取に要する経費並びに昭和二十三年十二月三十一日以前の俸給及び扶養手当は支給しない。

第三條 前條の規定は、國又は地方公共團體の公務員で現に給與を受けている者には適用しない。

第四條 本法の施行に要する経費は、全額國の負担とする。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

特別未帰還者給與法

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年十二月十三日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

特別未帰還者給與法(参議院提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○議長(松岡駒吉君) ただちに採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議員運営委員長提出、國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) ただいまの今村君の動議はしばらく御留保を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて留保と決しました。この際しばらく休憩いたします。

午後十時五十分休憩

午後十一時九分開議

○副議長(田中高逸君) 休憩前に引続き会議を開きます。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中高逸君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長理事石田博英君。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 各議院の議長は歳費として月額四万円、副議長は三万二千元、議員は二万八千八百円を受け

る。第十條中「月額五千元」を「月額七千元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行し、第一條及び第十條の改正規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを適用する。

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及び給料の内拂とみなす。

「石田博英君登壇」

○石田博英君 ただいま議題となりました国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案

したものでありまして、国會議員の歳費は、今回内閣総理大臣を初め特別職の官吏の俸給の改正に対応いたしました。この改正案を提出した次第であります。その金額は、議長は内閣総理大臣及び最高裁判所長官と同額の四万円、副議長は國務大臣と同額の三万二千元とし、議員は二万八千八百円とい

ました。また、議員の秘書の給料は現在月額五千元であります。今回の一般官吏の給与改善に対応いたしまして月額七千円といたしました。しかして、議員の歳費及び秘書の給料の増額は、ともに本年十一月一日にさかのぼつて支給することいたしました。何とぞ御賛成あらんことを希望して、本案の説明を終ります。(拍手)

○副議長(田中高逸君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○副議長(田中高逸君) 國務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。大瀧亀代司君。

「大瀧亀代司君登壇」

○大瀧亀代司君 私は、新自由党を代表いたしました。内閣総理大臣に対し若干の質問を行いたいと思つてあります。すでに各政党から質疑があつたので、できるだけ重複を避けまして、簡単に質問したいと思つてあります。

先ほど、石野君の四党協定の質問に対し、首相は、議院運営のため協定したものだと言へられたのであります。が、まず首相の常識を疑わざるを得ないのであります。不信任案の提出は、與党、政府と野党との最も対立を意味するばかりでなく、鋭き弾劾を物語るものであります。これを單なる議院運営のために協定をなしたというふうなことは、まったく空前にして絶後のものであらうと思つてあります。國民を愚弄すること、これほどはなはだしきはないと思つてあります。それほど解散がやられたかつたならば、多数で解散の決議をすればよいのであります。おそらく、各党の解散決議に賛成しなかつたのは、不信任案の通過によつて解散するのではなくして、内閣の総辞職を要望したからであると思つてあります。

国會議員は、議会において、國民を

代表して演説、討論、表決の自由を有しておるのであります。各党の代表者が、黨員を無視して、かつて各種の協定をなすことは、これはあり得るものであります。また大政連の方々が、議院運営について種々なる協定を結ぶことは、これまたあり得るのであります。しかしながら、不信任案を可決せしめるような協定をしたことは、いかに憲政を冒瀆する、やみ取引としての非難があつても、これまた何らかの抗弁はなし得るであらうと思つてあります。が、しかしながら、國會の本会議において、吉田総理大臣は、二週間という審議期間を確定し、かつその不信任案を通過せしめる協定の線に従つて解散を断行する、というように演説されたのであります。かくのごときは、國會議員の權利を蹂躪し、國家最高機関である國會を無視する、憲法否定の行爲であつて、断じて許すべきでないと思つてあります。首相は、この点に對し、どうしてこうした協定が結ばれたのであるか、憲法否定である、憲法違反の行爲であるという私の質問に對し、國會並びに國會を通じて國民の得心の行くように御説明をお願いしたいのであります。かくのごとし

ては、吉田首相が常に力説してやまぬ憲法常道を、みずからの手によつて破壊するものといわざるを得ないのであります。

第二には、首相は占領政策と内政とは不離一体なりと言われたのであります。しからば、わが國の今日置かれてある立場は、各政党が思い／＼の政策を國民に公約してみても、いざその実行に直面しますと、そこにおのずから限度の存することは、いうまでもないと思うのであります。過日の辻寛一君の質問に対する各大臣の答弁内容は、一体關係方面と折衝の結果のものか、または占領政策と適合しておるものであるかということ、首相に明確に承りたいと思うのであります。もしも、そうでなかつたといしますならば、それはきわめて無責任であるばかりでなく、國民をして錯覚を起さしめ、やがては占領政策にも重大なる影響を及ぼすものと思ひますが、これに対する首相の御見解を承りたいと思うのであります。

の際こうした態度に出なかつたら、肅正内閣として國民の期待に沿わざることとなるはもちろん、解散によつて種々なる疑惑を晦冥ならしむるための策謀との非難を甘受しなければならぬと思うのであります。首相は、この決議の趣旨に対していかにお考えになるか、承りたいと思うのであります。

また、これに關連することでありますが、吉田總理大臣は、政界、官界、財界肅正を強調せられて、常に責任政治、道義政治の確立を云々せられておるのであります。總理大臣の任命した、いわゆる副大臣たる政務次官が、事件の容疑者となつた場合、ことに肅正の本来本元であるべき法務廳の政務次官が、こうしたことになつたという今日、これに対していかなる責任をとらるるかを承りたいのであります。新聞紙上で見たのでありますが、吉田内閣の組閣その他人事につきましては、いかががわしい者は一切これを排除して任命しない、かように新聞が傳えておつたのであります。精選に精選したところから、しかもこれが出たということに対して、何の責任もなしに、ほかかりで通つたのでありましては、議會はもちろん、國民も納得しないのみか、今後の日本の道義國家建設にも重大なる影響があると思うのであります。これに對しては、總理大臣はいかにお考えになりますかを伺いたいののであります。

なお肅正内閣で、その肅正の途上、その内閣總理大臣に対してまで、肅正をするでなしに、肅正をさるるやうなうわさが次から次と出來ますことは、はなはだ遺憾に存するのであります。百万円事件等については、すでに首相においても弁明せられたが、昨日不当財産取引調査委員会において、意外なるお話も承つたのであります。それは、社会党の堀川議員が……。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中萬逸君) 私語を禁じます。

○大瀧亀代司君(続) これは、吉田首相のために國家のためにも明らかにしなければならぬことでありまして、申し上げるのであります。(発言する者あり) 吉田内閣の時代において勅選議員となつた渡辺某氏から三百万の公債が提供せられ、それが千葉事件となつて、玉屋喜章氏から百八十万円の金を首相が受取つたかどうか、こういうような間でありましたが、總理大臣は、そういうことはない。私も、ないことを信じておるのであります。しかしながら、ただないということであるならば、國民に対して、こうしてないんだ、こういうことはいかぬのだというような適當な処置をとることが最も必要だと思ひのであります。首相は、これに對していかなる態度をとられるか、肅正の途上において、總理大臣は、これをそのまま放置しておいては——總理大臣御本人のためにはもちろん、再建途上の日本の名譽のためにも、何らかの処置をとることが絶対に必要と思ひのであります。首相はすでに何らかの処置をとられたかどうか、また、これよりとらんとするのにか、伺いたいのであります。そうであるか、國民の思想教育に及ぼす影響が実に重大であると思ひのであります。この点に關して、首相より詳細なる御説明をお願いしたいと思ひのであります。

〔國務大臣吉田茂君答壇〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

四党協定は、政府と四党と直接にいたしたのではなくて、GHQと政府、またその他の党との間の多角契約でありまして、ゆえに、これは政府が正しいと考えるたごとく、他党においても正しいと考

られたからであると、私は信ずるのであります。(拍手) ゆえに私は、大瀧君の御意見とは所見を異にいたしております。

また、占領政策と内政とは緊密な關係にある、その通りであります。ゆえに、占領政策と私の内閣は十分協力するために、ごく親密なる關係を結んでゐるのであつて、その政策には積極的に協力をいたす考えを持つて、常に接觸を保つております。この点は御安心をお願いしたいと思います。

また綱紀の肅正等については、解散があるなしかかわらず、なお続行いたして、最も公正に、また嚴重にいたす考えであります。また、ただいま法務廳の田中次官のことについてお話がありました。任命の當時においては、十分その筋と連絡をとり、その筋の調査をまつて任命したのであります。その後において現れた事実のために、遂に辭職せしめなければならぬことになりましたが、しかし政府としては、たとひ自分の党の黨員であつても、一旦嫌疑のある場合には、これを曲庇せず処断するといふことが、政府として公正な処置である、かくすることが、すなわち綱紀を維持するゆえんなりと、私は考えるのであります。

また、ただいまお話の三百万円云々ということは、私において全然関係ないことで、関知しないことであります。

○副議長(田中萬逸君) 相馬助治君。

〔相馬助治君登壇〕

○相馬助治君 私は、第一議員俱樂部を代表いたしまして、内閣総理大臣に對し次のことをお尋ねいたします。

本日、この議場の混乱の有様を見るにつけても、われ／＼は、一日も早く予算案を通過し、かつ政界浄化の手續が済みましたならば、まず本國會を解散し、敬虔な態度をもつて信を國民に問うの段階が来たことを、本日のこの混乱が物語ると思うのであります。

(拍手)私は、この解散論の過程を通じて、何やら割り切れぬ二つの印象を受取つたのであります。一つは憲法解釈の問題であります、政府と各党をめぐつて激しい論争が行われましたけれども、結局どちらともつかない、すなわち、正しく論証されることもなく、政治的妥協による不信任案提出というものによつて一應議論が終りました。この四党協定なるものが非立憲的なものであるかどうかというような批

判は、この際差控えるをいたしまして、このことは、日本の憲法が、その表現において、あるいは内容において、今まさに再吟味する段階が来たことを物語るものであると思うのであります。政府は、この際進んで憲法改正の意思ありやいなや、これをまず第一に承りたいのであります。

次に、この憲法に對しましては、日本國民は、最も民主的な手續をもつて、すなわち、われ／＼日本人の自発的意思をもつて制定されたものであることを信じております。従つて、これが解釈は、あくまでも日本人の自主的判斷によつてなされるべきものでなければならぬことは、あまりにも当然であります。戦い敗れ、占領軍の指揮下にあるとは申せ、いまだ世界に例のないといわれるところの寛大公正なる占領政策といわれるこの連合軍のもとにおいて、われ／＼は相当程度の政治的自由を持つてゐることを信じているのであります。従ひまして、あくまでもあなたまかせの態度を捨て、追従と迎合を排することが、すなわち國民の一人々々が、特に國民の代表たる

われ／＼國會議員が、まずわれ／＼みずからの胸に巢食うところの——性を拂拭することが、ボツダム宣言に忠実なるゆえんでもあらうかと思うのであります。(拍手)こうした点に關しまして、從來ともすれば國會の審議権を輕んずるかのとき、すなわち政治的責任の存在を不明ならしむるような、いくつかの事例のあつたことは、現吉田内閣総理大臣もこれを認めるところであらうと思うのであります。私も第一議員俱樂部が、先般の内閣総理大臣選挙において、吉田氏に一致して投票したるものは、この点に關し吉田内閣に期待するところ多大なるものがあつたがゆゑでありました。(拍手)

しかるに、このたびの四党協定は、結局するところある筋に御厄介をかけたという点において、内閣総理大臣は、いな政府は、このことに直接あづかり知らないとお答えが先ほどあつたのでありますけれども、このことは、一体現政府として、この四党協定があくまで正しいものであるということとを信ぜられるかどうか。もちろん、連合軍の指導下にある今の日本であり

まして、政府あるいは政党、その一方的な独断によつて政策の行い得ないことは、私も知るところであります。しかも私は、無所属の議員なるゆがえに、これらの点につきましては、言葉鋭く皆様に尋ねるところの資格のないものであるとおつしやる方があるかも知れませんが、私は、この点に關し、みづからを十分反省した上で、むしろわれ／＼の態度から率直にこのことをお尋ねしたいと思つて、かかる発言をするのであります。

以上要するに、政局昏迷の原因は、日本の現在の政治が内蔵するところの主観的な條件と、加うるにむづかしい客観條件、この複雑さにあることを思いまするがゆゑに、この際内閣総理大臣は、本國會を通じて、GHQは基本的に内政不干涉であるということを明確にされ、日本の内政はあくまで日本政府にその最終的責任がある旨を國民に訴えられ、祖國再建への決意を新たにしたいだきたいと思うものであります。

次に、具体的な政策の問題でありまするが、支那の古語にも、國を治むる

者まず水を治めよと申しております。

この水の問題から考えましても、あの降る雨はかわらないのでおきますれば、家も田畑も人命をも流すものでありまするが、これを適当に措置するならば、これは無限の動力であることは、今さら私が申すまでもありません。従ひまして、生産復興がまず動力の復興を先行とする考え方が、政府はこの際、國家再建の総合的具体策として大々的にダムを建設し、電氣事業を興すというやうな、そういう積極的な構想あらば、ぜひ承りたいと思うのであります。これに關しまして、私の聞くところによりますると、いま日本の政府は、セメントであるとか、鋼材であるとか、あるいはガラスというやうな重要物資を、どこかの國に輸出していると聞くのであります。これにはいろいろ政治的理由があるとは思いますが、けれども、これらの重要物資なしには、断じて祖國は復興いたしません。かかる観点から、これらのものが、どこかの國に、どれだけ行つてゐるか、そうしてまた首相として、これらに對して將來どうお考えであるかということ、

お聞かせ願えれば幸いです。

次に、行政整理の問題であります。

今日、行政整理というものがきわめてむずかしい問題ではあるけれども、また何人もこれを眞剣に考えてみなければならぬということは議論の余地がないと思うのでありますが、しかし、このたび構想のみを発表いたしましたので、深刻なる動搖が官吏の間に渦巻きつつあることは、政府も見がし得ないところであろうと思うのであります。それで、この際吉田内閣総理大臣は、徹底的な行政簡素化をするといいたしましたならば、まず大臣の数から減らしてかからなければだめだと思うのであります。かつ、高級官吏を中心に整理しなければならぬという具体的な数字は、すなわち人事院の一般会計予算の定員調べによりすると、昭和二十一年に一級官吏をひととして、昭和二十三年には一・八九にまで、これが大きくなつております。にもかかわらず、三級官吏におきましては、昭和二十一年をひといたしまして、二十三年には一・三八となつていたのであります。かかることを考えてみると、

もう一つは、今日日本の教育界が、わずかに女学校を出たての、ほとんど社会的経験もない、また教養も高からざる人々によつて占められているというような、かかるへんばな現実、すなわち、ある所では人が余り、ある所では人が足りない、その人の余つてゐる所でも相当高い俸給をはみ、判こ押しが仕事であるというような人が、だぶついておることは、この数字をもつてしても明確でありまして、この際、かかる一級官を中心に首を切るならば、また首相の抱懐するところの行政整理なるものに、われ／＼は十分協力するにやぶさかではありません。これらに関する決意と構想とを承りたいと思うのであります。

最後に一つ申し上げたいことは、文化日本建設とか祖國再建とか口では言われながら、事実において、文化日本建設も、祖國日本再建も、その言う口の下から、みずからのくつの下にふみにじつてゐるようなのが、今の日本のあらゆる面における姿であります。こういうふうな観点から、われ／＼は祖國再建の具体策として、何としても

次の時代を背負うところの子供たちや青年たちにより大きな明るい希望をつなげなければならぬと思うのであります。して、かかる観点から眺めてみますると、何といたしまして、断固として教育費の増額をはからなければならぬ。また、別途科学研究費というようなものゝ画期的増額をはからなければならぬ。しからば、その具体案として教育税というような目的税をとるところの構想ありやいなや、あるいは、國家總予算の中からパーセンテージを押えて天引予算を計上するような、そういう英断ありや、これらの点について明快率直なる答弁をお願いするものであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) ただいま相馬君の御質疑でありますが、四党協定なるものが、あたかも憲法違反のようなお話でありましたが、私はそれは考えないのであります。いわゆる憲法にしろても、憲政にしろても、議會政治は妥協であります。互いに互譲の精神をもつて行くということが憲法政治、議會政治の精神であります。四党協定はこの

精神に基いたものでありまして、決して私は、あなたの御意見のように考えないのであります。

また行政整理については、これは何にいたしまして行政整理をいたすべきであつて、御意見ごもつともであります。ゆえに、吉田内閣といたしては、もし今後再び総選挙の後において首班の指名を受けたならば、徹底的にいたす考えであります。そのためには、あるいは關係の数を減らすということも一案であらうと思ひますが、なおこれは研究いたしました上で申し上げます。

その他のことは主管大臣から申し上げます。(拍手)

〔國務大臣大屋晋三君登壇〕

○國務大臣(大屋晋三君) ただいまの相馬君の御質問にお答えいたします。治山治水のうちの一部分といたしまして、水力電氣の大きなダムをつくつてやる意思はないか、構想はないかという御質問であります。これに対しては、目下關係方面と協議をいたし、大いに構想を練つておる次第であります。

また第二問の、鋼材、ガラス製品あるいはセメント等を外國に輸出するのはいかんとお尋ねでございますが、わが國の工業は、關係國の好意によりまして復興資材、食糧その他を受けております關係上、それに報ゆる意味をもちまして、これら三商品、生産品の五％ないし七％を、それ／＼の國に輸出しておる次第でございます。右、お答えいたします。

○相馬助治君 自席から申し上げます。

私は、四党協定が憲法違反であるとか何とかいうことは、しばらく問題外とすると申したのであります。要するに、この現実から見て、現在吉田内閣において憲法改正の決意ありやいなや、こういうのでお尋ねしたのでございます。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) それは私が記憶違いでありました。政府といたしましては、ただいまのところは、憲法を改正する意思または考えは持つておりません。(拍手)

議員泉山三六君を懲罰委員会に付するの動議(石田一松君提出)

○副議長(田中萬逸君) 石田一松君より、成規の賛成を得て、議員泉山三六君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者石田一松君。

〔石田一松君登壇〕

○石田一松君 ただいま議題となりました議員泉山三六君を懲罰委員会の議に付する動議の提出趣旨弁明をいたしたいと思ひます。

休憩前の本会議のこの演壇におきまして、同僚議員藤原千代君のなされた議事進行に関する発言及び同僚議員山下春江君のなされた一身上の弁明を承つたわれ／＼は、みずからの耳を疑うほどに唖然としたのであります。しかもこの内容が現在最も官公労組の人たちが関心をもつております追加予算、しかも貸金ベースに關したこの予算の審議最中、しかも一方、未帰還者の家族の方たちにかに給與するかという、まことにわれ／＼國民として関心の深いこの予算的法案が議場において

審議されようとする際に、その最高の責任者であるところの議員泉山三六君、すなわち現内閣の大蔵大臣は、院内において酒を飲んで、まことに婦人議員に對してみだりがましい行爲があつたのであります。私たちは、このことは日本の議會が始まつて以來の不祥事であると考えます。ここに、その重大性にかんがみまして、議員泉山三六君を懲罰委員会に付するの動議を提出した次第であります。満場の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 懲罰の動議は討論を用いずして採決をいたすのであります。よつて、ただちに採決いたします。石田一松君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中萬逸君) 起立多数。よつて議員泉山三六君を懲罰委員会に付するに決しました。明十四日は午前零時五分より本會議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後十一時四十八分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

外務大臣 泉山 三六君

大藏大臣 植田 俊吉君

國務大臣 下條 康廣君

文部大臣 林 謙治君

厚生大臣 周東 英雄君

農林大臣 大屋 晋三君

商工大臣 小澤 重喜君

運輸大臣 降旗 德弥君

通信大臣 増田 甲子七君

労働大臣 益谷 秀次君

建設大臣 井上 知治君

國務大臣 岩本 信行君

國務大臣 工藤 鐵男君

國務大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

經濟安定政務次官 神田 博君

法制局長官 佐藤 達夫君

法務廳事務官 高辻 正巳君

法務廳事務官 岡咲 恕一君

大藏政務次官 塚田 十一郎君

大藏次官 野田 卯一君

大藏事務官 渡邊 武君

大藏事務官 河野 通一君

文部事務官 鯉木 亨弘君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十二日の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

廢兵器等の處理に關する法律

公共企業体労働關係法

刑事訴訟法施行法

裁判所法の一部を改正する等の法律

一、昨十二日議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件は、院議で許諾を與えることに決した旨、内閣總理大臣宛通知した。

一、昨十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

建設委員会

理事 谷口 武雄君 (理事 谷口 武雄君去る八日委員辭任につきその補欠)

懲罰委員会

理事 猪俣 浩三君 (理事 森三樹二君昨十二日理事辭任につきその補欠)

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

文部委員 豊澤 豊雄君

労働委員 大島 多藏君

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 小平 久雄君 富田 照君

大藏委員 菊池 義郎君 中嶋 勝一君

文部委員 唐木田藤五郎君 松谷天光光君

厚生委員 大藏委員 大島 多藏君

商工委員 堀江 實藏君

水産委員 今村長太郎君

關内 正一君 夏堀源三郎君

建設委員 松井 豐吉君

予算委員 小野瀬忠兵衛君 大内 一郎君
松浦 榮君 宮幡 靖君
森戸 辰男君 大森 玉木君
決算委員 矢野庄太郎君 三好 竹男君
懲罰委員 大神 善吉君 大澤嘉平治君

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

懲罰委員 岡西 明貞君

一、昨十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文部委員 大島 多藏君

労働委員 豊澤 豊雄君

一、昨十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 關内 正一君 松井 豊吉君

夏堀源三郎君 今村長太郎君

大島 多藏君 堀江 實藏君

大藏委員 唐木田藤五郎君

文部委員 松谷天光光君

厚生委員 中嶋 勝一君

商工委員 中嶋 勝一君

水産委員 菊池 義郎君

小平 久雄君 富田 照君

建設委員 富田 照君

予算委員 松井 豊吉君 中嶋 勝一君

大上 司君 岡西 明貞君

山崎 道子君

決算委員 矢野庄太郎君

懲罰委員

押川 定秋君 園田 直君

田中 健吉君 岡西 明貞君

一、昨十二日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

不当財産取引調査特別委員会

理事 梶川 静雄君 (理事梶川

静雄君去る十一日委員辞任につきその補欠)

理事 前田 種男君 (理事河井

榮藏君去る十一日委員辞任につきその補欠)

一、昨十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

不当財産取引調査特別委員

佐藤觀次郎君 田中 稔男君

野老 誠君 野本 品吉君

一、昨十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

不当財産取引調査特別委員

梶川 静雄君 佐竹 新市君

太田 典禮君 萩原 壽雄君

一、昨十二日議員から提出した議案は次の通りである。

選挙運動等の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律案(椎熊三郎君外六十七名提出)

一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

一、昨十二日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

國家公務員法の一部を改正する法律案

一、昨十二日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

刑事訴訟法施行法案

一、昨十二日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

裁判所法の一部を改正する等の法律案

一、昨十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日参議院に付託された議案は次の通りである。

國家公務員法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)(参議院送付)

人事委員会 付託

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(参議院送付)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(参議院送付)

以上二件 法務委員会 付託

一、昨十二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

公認会計士法の一部を改正する法律案

一、昨十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案

新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の承認を求めるの件

教員公務員特例法案

行政機関に置かれる職員の設定又は増加の暫定措置に関する法律案

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

罰金等臨時措置法案

特別職の職員の俸給等に関する法律案

一、昨十二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

刑事訴訟法施行法案

裁判所法の一部を改正する等の法律案

一、昨十二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

廃兵器等の処理に関する法律案

公共企業体労働関係法案

一、昨十二日本院は次の内閣提出案中修正を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

一、昨十二日提出した緊急質問は、次の通りである。

檢察廳の取調状況に関する緊急質問
(高橋順一君提出)
福井検事総長の職務上の疑義に関する緊急質問(猪俣浩三君提出)

